

# 阿賀町過疎地域持続的発展計画（案）

（令和8年度～令和12年度）



令和 年 月 策定

新潟県阿賀町

# 目 次

## 1 基本的な事項

|                      |   |
|----------------------|---|
| (1) 阿賀町の概況           | 1 |
| (2) 人口及び産業の推移と動向     | 3 |
| (3) 行財政の状況           | 6 |
| (4) 地域の持続的発展の基本方針    | 7 |
| (5) 地域の持続的発展のための基本目標 | 8 |
| (6) 計画の達成状況の評価に関する事項 | 9 |
| (7) 計画期間             | 9 |
| (8) 公共施設等総合管理計画との整合  | 9 |

## 2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

|                      |    |
|----------------------|----|
| (1) 現況と問題点           | 11 |
| (2) その対策             | 12 |
| (3) 計画               | 13 |
| (4) 公共施設等総合管理計画等との整合 | 13 |

## 3 産業の振興

|                      |    |
|----------------------|----|
| (1) 現況と問題点           | 15 |
| (2) その対策             | 17 |
| (3) 計画               | 19 |
| (4) 産業振興促進事項         | 21 |
| (5) 公共施設等総合管理計画等との整合 | 22 |

## 4 地域における情報化

|                      |    |
|----------------------|----|
| (1) 現況と問題点           | 23 |
| (2) その対策             | 23 |
| (3) 計画               | 24 |
| (4) 公共施設等総合管理計画等との整合 | 25 |

## 5 交通施設の整備、交通手段の確保

|            |    |
|------------|----|
| (1) 現況と問題点 | 26 |
| (2) その対策   | 27 |

|                      |    |
|----------------------|----|
| (3) 計画               | 28 |
| (4) 公共施設等総合管理計画等との整合 | 29 |

## 6 生活環境の整備

|                      |    |
|----------------------|----|
| (1) 現況と問題点           | 30 |
| (2) その対策             | 32 |
| (3) 計画               | 33 |
| (4) 公共施設等総合管理計画等との整合 | 34 |

## 7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

|                      |    |
|----------------------|----|
| (1) 現況と問題点           | 35 |
| (2) その対策             | 36 |
| (3) 計画               | 38 |
| (4) 公共施設等総合管理計画等との整合 | 39 |

## 8 医療の確保

|                      |    |
|----------------------|----|
| (1) 現況と問題点           | 40 |
| (2) その対策             | 40 |
| (3) 計画               | 41 |
| (4) 公共施設等総合管理計画等との整合 | 41 |

## 9 教育の振興

|                      |    |
|----------------------|----|
| (1) 現況と問題点           | 42 |
| (2) その対策             | 43 |
| (3) 計画               | 45 |
| (4) 公共施設等総合管理計画等との整合 | 45 |

## 10 集落の整備

|                      |    |
|----------------------|----|
| (1) 現況と問題点           | 46 |
| (2) その対策             | 46 |
| (3) 計画               | 47 |
| (4) 公共施設等総合管理計画等との整合 | 47 |

## 11 地域文化の振興等

|            |    |
|------------|----|
| (1) 現況と問題点 | 48 |
| (2) その対策   | 48 |

|                      |    |
|----------------------|----|
| (3) 計画               | 49 |
| (4) 公共施設等総合管理計画等との整合 | 49 |

## 1 2 再生可能エネルギーの利用の推進

|                      |    |
|----------------------|----|
| (1) 現況と問題点           | 50 |
| (2) その対策             | 50 |
| (3) 計画               | 51 |
| (4) 公共施設等総合管理計画等との整合 | 51 |

## 1 3 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

|                      |    |
|----------------------|----|
| (1) 現況と問題点           | 52 |
| (2) その対策             | 52 |
| (3) 計画               | 53 |
| (4) 公共施設等総合管理計画等との整合 | 53 |

事業計画（令和8年度～令和12年度）過疎地域持続的発展特別事業分 54

## 1 基本的な事項

### (1) 阿賀町の概況

#### (ア) 自然的条件

阿賀町は、新潟県東部に位置し、本町の中央を阿賀野川とその支流の常浪川が流れ、その沿岸の段丘を中心に開けた山間地域で、中心部は比較的平坦であるものの、周辺は急峻な山岳地帯に囲まれています。北に大きく飯豊山塊が広がり、北西には越後山脈が南北に走っています。本町の面積は952.89km<sup>2</sup>で、新潟県面積の約7.6%を占めています。

気候は、日本海側気候と内陸性気候の特徴を併せ持ち、年間の平均気温は11°Cから12°Cですが、年間を通じての気温差が30°Cもあり、1日の気温差も大きくなっています。また、高温多湿で降雨量も多く、冬の積雪は平坦部で1.5m、山間部で2.5mに達し、根雪期間は12月下旬から3月下旬に及び、特別豪雪地帯に指定されています。

#### (イ) 歴史的条件

阿賀町は、かつて福島県（会津藩）に属していたことから、全国的に珍しい「両属の地」として会津と越後双方の歴史と文化が垣間見える地域です。

近世には、現在の阿賀町一帯は江戸時代から明治時代にかけて越後国蒲原郡小川庄と呼ばれ、津川町に代官所を置き、鹿瀬・海道・上条・下条の4組を治めていました。

1879年（明治12年）、前年に施行された郡区町村編制法により福島県東蒲原郡となりましたが、1886年（明治19年）に新潟県へ編入され、700年にわたって結び付いてきた会津を離れ、越後へ戻ることとなりました。

1889年（明治22年）の町村合併により12の町村に再編され、1955年（昭和30年）に自治体の担う役割に応じた合併が進められ4町村となり、さらに2005年（平成17年）には4町村の合併により現在の阿賀町が誕生しました。

#### (ウ) 社会的・経済的諸条件

阿賀町は、新潟市の中心部から東へ磐越自動車道で約35分、一般国道49号では約60分で本町の中心地に到達する距離にあり、本町の東側は福島県の県境と接しています。かつては、若松城下から越後新発田までの約92kmを結ぶ旧会津街道が、参勤交代での往来や廻米輸送、塩、日用品の移出入などによって阿賀野川水運と共に発展してきました。

大正時代になると、現在の磐越西線である鉄道が全通し、さらに大正末期から昭和初期にかけて阿賀野川水系の水力発電事業が開始され、交通・経済の体系に大きな変化をもたらし、昭和30年代の高度成長期以降、主要道路の改良が進み、いわきジャンクションを起点に新潟中央インターチェンジに至る全長212.7kmの磐越自動車道が1997年（平成9年）に全線開通となりました。また、2013年（平成25年）に開通した国道49号揚川バイパスにより、これまで抱えていた急カーブや幅員狭小、事前通行規制などの課題が解消されました。

## (エ) 本町における過疎の状況

阿賀町における最重要課題は、「人口減少とそれに伴う少子高齢化」であり、このまま進行すると、地域社会における担い手世代の減少による地域活力の衰退、集落機能の低下により維持困難になる集落の増加が想定されます。

国勢調査による本町の人口は、1980年（昭和55年）の20,280人に対し、2020年（令和2年）は9,965人と40年間で半数以上減少しています。若年層の構造的な流出に伴う「地域の担い手」層の減少、50%を超える高齢化率の上昇など人口問題は深刻な状況となっています。

そこで、2005年（平成17年）の合併以前から過疎の防止と地域の振興を図るため、過疎対策に基づき積極的に各種施策を推進した結果、交通や通信施設等のインフラ整備に子育てや教育環境の充実、医療体制の整備等により生活環境は改善されつつありますが、依然として人口減少に歯止めがかからず一層効果的な対策を継続して進める必要があります。

このように過疎地域を取り巻く環境は依然として厳しい状況にある一方で、過疎地域は、食料等の安定的な供給、自然災害発生の防止、自然環境の保全等の多面にわたる機能を有し、人々の生活に豊かさと潤いを与え、国土の多様性を支える重要な役割を担っています。加えて、東京圏への人口の過度の集中によって、大規模災害時の建物被害や人的被害の増大や感染症の拡大リスク等の問題が深刻化しており、過疎地域の担うべき役割は一層重要なものとなっています。

近年における過疎地域への移住者の増加、革新的な技術の創出、情報通信技術を利用した働き方改革といった過疎地域の課題解決に資する地域活性化等の動きを積極的に取り入れ、非過疎地域となることを目指す必要があります。

## (オ) 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、社会経済的発展の方向

産業別人口の動向を見ると、就業人口比率で1980年（昭和55年）では、第一次産業が22.6%、第二次産業が38.8%、第三次産業が38.6%であったが、2020年（令和2年）の国勢調査では、第一次産業は8.0%、第二次産業は31.9%、第三次産業は60.1%と産業割合に変化が生じ、第一次産業の構成比率が大きく減少しています。

これは、農林業の経営の近代化等による余剰人員の第二次・第三次産業への移行や、後継者不足による農家の減少が主な理由として挙げられます。また、急激な高齢化は老人福祉関連業種の需要を生み、第三次産業や売上高の構成比率の増加要因となっています。

本町は、県都新潟市から東へ磐越自動車道で約35分、一般国道49号では約60分で町の中心部に到着する距離にあり、2020年（令和2年）の通勤通学による人口移動は、近隣の新潟市、五泉市、阿賀野市、新発田市が多くなっています。また、地域経済循環率は、2018年（平成30年）で64.6%となっており、県内の市町村と比べると、地域で生み出された所得が地域に還流している割合は低く、町民の生活行動は、近隣の市町村への依存度が高い状況にあります。

新潟県は、2025年（令和7年）に策定した「新潟県総合計画」において、「住んでよし、訪れてよしの新潟県」を基本理念とし、県民の皆様が新潟に住んでいることを誇りに思い、これからも住み続けたいと思える新潟県、国内外の方々が新潟に魅力を感じ、訪ねていただける新潟県を目指しています。

この新潟県総合計画の指針と阿賀町総合計画をはじめとするまちづくり計画は、同一の基調

にあり、本計画に示す持続的発展の基本方針は、新潟県総合計画と阿賀町総合計画に示す考えも踏まえた、過疎地域におけるまちづくりの基本的な方向を表したものです。

## (2) 人口及び産業の推移と動向

国勢調査による本町の人口は、1960年（昭和35年）の35,111人に対し、2020年（令和2年）は9,965人と60年で7割減少しています。特に14歳以下の年少人口においては、1960年（昭和35年）の12,947人から2020年（令和2年）では673人まで減少し、若年者比率は8.1%となり、総数の1割を切っています。一方、65歳以上の高齢者人口は、1960年（昭和35年）の2,049人から2020年（令和2年）には4,944人になるなど人口とは反比例して増加し、2020年（令和2年）の高齢者比率は49.6%となり、総数のほぼ半数まで及んでいます。

地域別的人口は、1960年（昭和35年）から2020年（令和2年）の60年間で、各地域ともに減少しています。津川地域で50.6%減、鹿瀬地域で61.4%減、上川地域で50.1%減、三川地域で43.2%減となっています。

また、各地域における2025年（令和7年）3月末時点の人口構成では、年少人口率は三川地域で6.5%と最も高く、生産年齢人口率は津川地域が最も高く45.4%、高齢化率は鹿瀬地域が59.9%と最も高くなっています。鹿瀬地域は人口減少率及び高齢化率が4地域で最も高い割合となっています。

また、産業別人口の動向を見ると、1960年（昭和35年）の就業人口比率では、第一次産業の比率が高かったものの、2020年（令和2年）では、産業割合に変化が生じ、第一次産業の就業人口比率が大きく減少しています。

表1－1（1） 人口の推移（国勢調査）

| 区分              | 1960年(昭和35年) |   | 1975年(昭和50年) |             | 1990年(平成2年) |             |
|-----------------|--------------|---|--------------|-------------|-------------|-------------|
|                 | 実数           | 人 | 実数           | 増減率         | 実数          | 人           |
| 総数              | 35,111       | 人 | 22,070       | %<br>△ 37.1 | 17,557      | %<br>△ 20.4 |
| 0歳～14歳          | 12,947       | 人 | 5,006        | %<br>△ 61.3 | 2,523       | %<br>△ 49.6 |
| 15歳～64歳         | 20,115       | 人 | 14,304       | %<br>△ 28.9 | 10,871      | %<br>△ 24.0 |
| うち15歳～29歳（a）    | 7,484        | 人 | 3,833        | %<br>△ 48.8 | 2,251       | %<br>△ 41.3 |
| 65歳以上（b）        | 2,049        | 人 | 2,760        | %<br>34.7   | 4,163       | %<br>50.8   |
| (a)／総数<br>若年者比率 | %<br>21.3    | 人 | %<br>17.4    | —           | %<br>12.8   | —           |
| (b)／総数<br>高齢者比率 | %<br>5.8     | 人 | %<br>12.5    | —           | %<br>23.7   | —           |

表1－1（1） 人口の推移（国勢調査）

| 区分                | 2005年(平成17年) |             | 2015年(平成27年) |             | 2020年(令和2年) |             |
|-------------------|--------------|-------------|--------------|-------------|-------------|-------------|
|                   | 実数           | 増減率         | 実数           | 増減率         | 実数          | 増減率         |
| 総数                | 人<br>14,703  | %<br>△ 16.3 | 人<br>11,680  | %<br>△ 20.6 | 人<br>9,965  | %<br>△ 14.7 |
| 0歳～14歳            | 1,607        | △ 36.3      | 965          | △ 40.0      | 673         | △ 30.3      |
| 15歳～64歳           | 7,342        | △ 32.5      | 5,422        | △ 26.2      | 4,346       | △ 19.8      |
| うち15歳～<br>29歳 (a) | 1,535        | △ 31.8      | 1,032        | △ 32.8      | 810         | △ 21.5      |
| 65歳以上<br>(b)      | 5,754        | 38.2        | 5,290        | △ 8.1       | 4,944       | △ 6.5       |
| (a)／総数<br>若年者比率   | %<br>10.4    | —           | %<br>8.8     | —           | %<br>8.1    | —           |
| (b)／総数<br>高齢者比率   | %<br>39.1    | —           | %<br>45.3    | —           | %<br>49.6   | —           |

表1－1（2） 地域別の人口推移（国勢調査）

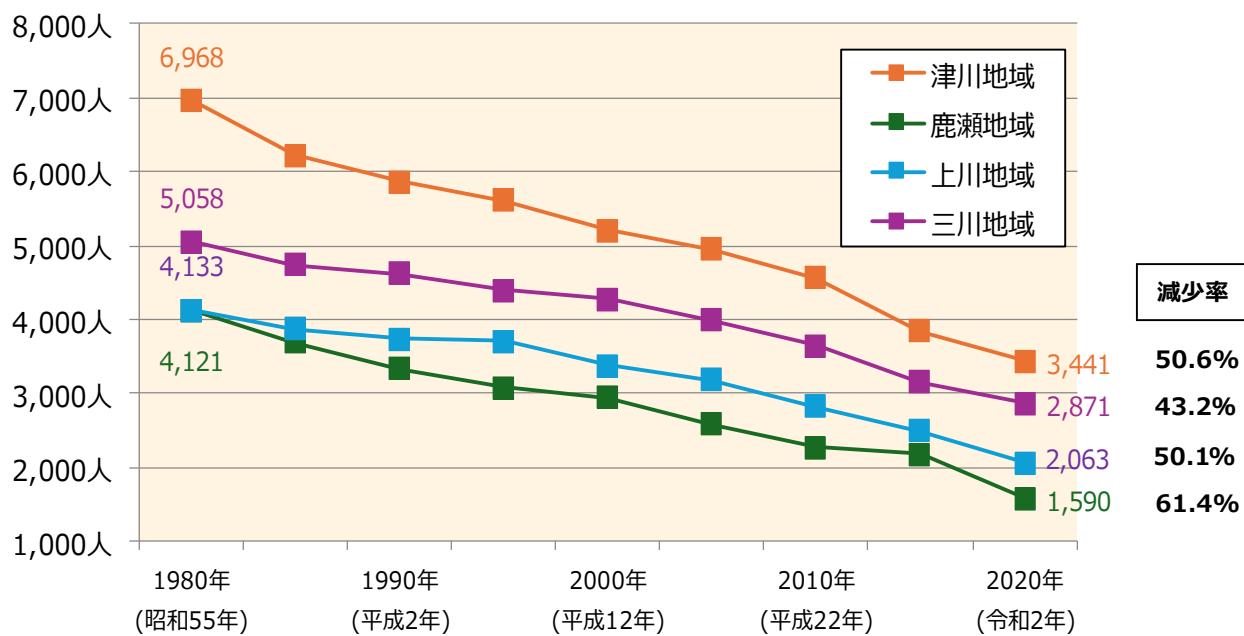


表1－1（3） 各地域における人口構成 令和7年（2025年）3月31日時点

|           | 津川地域  | 鹿瀬地域  | 上川地域  | 三川地域  | 阿賀町全体 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 地区人口総数（人） | 3,137 | 1,428 | 1,839 | 2,468 | 8,872 |
| 0～14歳人口   | 186   | 51    | 80    | 160   | 477   |
| 15～64歳人口  | 1,424 | 521   | 781   | 1,083 | 3,809 |
| 65歳以上人口   | 1,527 | 856   | 978   | 1,225 | 4,586 |
| 年少人口率（%）  | 5.9   | 3.6   | 4.4   | 6.5   | 5.4   |
| 生産年齢人口率   | 45.4  | 36.5  | 42.4  | 43.9  | 42.9  |
| 高齢化率      | 48.7  | 59.9  | 53.2  | 49.6  | 51.7  |

阿賀町地域別年齢別人口集計表

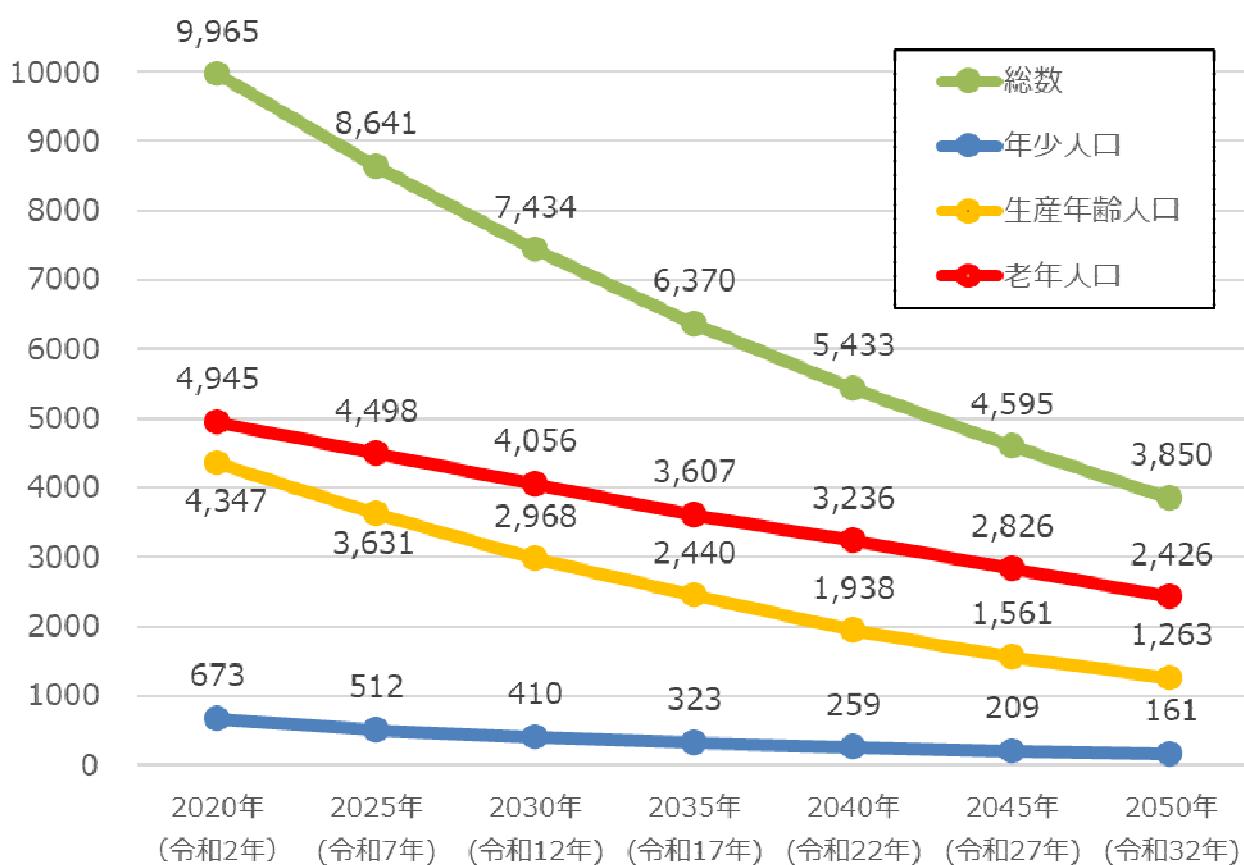
表1－1 (4) 産業別人口の動向（国勢調査）

| 区分              | 1960年<br>(昭和35年)<br>実数 | 1975年<br>(昭和50年) |        | 1990年<br>(平成2年) |        | 2005年<br>(平成17年) |        | 2015年<br>(平成27年) |        | 2020年<br>(令和2年) |        |
|-----------------|------------------------|------------------|--------|-----------------|--------|------------------|--------|------------------|--------|-----------------|--------|
|                 |                        | 実数               | 増減率    | 実数              | 増減率    | 実数               | 増減率    | 実数               | 増減率    | 実数              | 増減率    |
| 総数              | 人<br>15,627            | 人<br>11,236      | △ 28.1 | 人<br>9,207      | △ 18.1 | 人<br>6,666       | △ 27.6 | 人<br>5,122       | △ 23.2 | 人<br>4,499      | △ 12.2 |
| 第一次産業<br>就業人口比率 | %<br>52.8              | %<br>30.8        | —      | %<br>16.6       | —      | %<br>13.0        | —      | %<br>8.9         | —      | %<br>8.0        | —      |
| 第二次産業<br>就業人口比率 | 22.8                   | 35.5             | —      | 43.4            | —      | 33.5             | —      | 32.0             | —      | 31.9            | —      |
| 第三次産業<br>就業人口比率 | 24.4                   | 33.7             | —      | 40.0            | —      | 53.5             | —      | 58.9             | —      | 60.1            | —      |

表1－1 (5) 人口の見通し

阿賀町人口ビジョンの長期的見通しの条件に基づき、2050年（令和32年）までの人口を推計すると、2050年（令和32年）の総人口は3,850人を見込みます。2020年（令和2年）と比較して、年少人口割合（0～14歳）の減少率は76.1%、生産年齢人口（15～64歳）の減少率は70.1%、老人人口（65歳以上）の減少率は50.1%となる見込みです。

(人)



阿賀町人口ビジョン

### (3) 行財政の状況

地方分権一括法（2000年（平成12年））成立以後、国県事務事業が各自治体に権限移譲され始め、従前事業はもとより、地域住民の利便性向上のもと許認可業務が増加しました。併せて介護保険事業も平成12年度より開始されたことから、高齢化対策による老人福祉業務の比重が大きくなっています。また、感染症対策といった新たな需要にも対応し住民サービスの質を低下させることなく、ポストコロナの新しい社会の創生に向けた体制の確保が求められています。こうした事務事業の増加や複雑化に加えて、定員管理の適正化による職員数の減少に対応すべく、各種行政事務においてRPA※やAI等を導入し効率化を速やかに進める必要があります。

※RPA：業務の代行・自動化

阿賀町の財政状況は、財政健全化法による実質公債費比率、将来負担比率とともに、早期健全化団体などの基準は下回っているものの、財政構造の弾力性を判断するための経常収支比率は高い水準にあり、経常経費等の見直しが必要となっています。

地方債残高は減少傾向にあるものの、五泉地域衛生施設組合の中間処理施設建設費負担等に係る償還が今後の財政運営に大きく影響することから、将来の財政状況を明確に予測し、経営的な視点からの財政運営を進める必要があります。

今後の普通会計の見通しについては、人口減少により地方税及び地方交付税の減少が見込まれることから、その補てんとして基金繰入を計画しており、歳入予算規模はほぼ横ばいとなる見込みです。

歳出は、公債費の圧縮は見込まれるもの、社会保障費関連の扶助費や社会資本整備に係る投資的経費の増加により、歳入と同様に120億円程度の予算規模のまま推移する見込みです。

表1－2（1）市町村財政の状況 (単位：千円)

| 区分            | 2015年度<br>(平成27年度) | 2019年度<br>(令和元年度) | 2021年度<br>(令和3年度) | 2024年度<br>(令和6年度) |
|---------------|--------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 歳入総額 A        | 14,539,909         | 12,644,106        | 13,885,677        | 15,429,685        |
| 一般財源          | 9,988,531          | 8,232,972         | 8,928,143         | 8,989,052         |
| 国庫支出金         | 1,240,040          | 480,643           | 1,311,794         | 1,297,011         |
| 都道府県支出金       | 688,133            | 548,504           | 630,935           | 625,547           |
| 地方債           | 1,396,300          | 1,499,800         | 1,141,200         | 2,422,800         |
| うち過疎債         | 571,600            | 323,400           | 527,300           | 551,400           |
| その他           | 1,226,905          | 1,882,187         | 1,873,605         | 2,095,275         |
| 歳出総額 B        | 14,067,044         | 12,008,753        | 12,974,579        | 14,618,947        |
| 義務的経費         | 6,018,568          | 4,782,436         | 5,157,962         | 4,901,056         |
| 投資的経費         | 2,043,897          | 1,601,077         | 1,495,973         | 1,928,353         |
| うち普通建設事業      | 2,001,266          | 1,534,439         | 1,271,513         | 1,532,821         |
| その他           | 6,004,579          | 5,625,240         | 6,320,644         | 7,789,538         |
| 過疎対策事業費       | 943,083            | 416,370           | 566,955           | 603,600           |
| 歳入歳出差引額C(A-B) | 472,865            | 635,353           | 911,098           | 810,738           |
| 翌年度へ繰越すべき財源D  | 26,117             | 78,311            | 81,159            | 96,169            |
| 実質収支 C-D      | 446,748            | 557,042           | 829,939           | 714,569           |
| 財政力指数         | 0.185              | 0.198             | 0.199             | 0.198             |
| 公債費負担比率       | 28.4               | 20.6              | 17.3              | 17.0              |
| 実質公債費比率       | 14.4               | 11.7              | 12.8              | 13.0              |
| 起債制限比率        | -                  | -                 | -                 | -                 |
| 経常収支比率        | 81.5               | 90.1              | 91.3              | 91.8              |
| 将来負担比率        | 133.2              | 104.9             | 81.6              | 70.4              |
| 地方債現在高        | 19,187,212         | 15,437,384        | 13,683,999        | 13,464,072        |

表1－2（2）主要公共施設等の整備状況

| 区分                            | 1980年度末<br>昭和55年度末 | 1990年度末<br>平成2年度末 | 2000年度末<br>平成12年度末 | 2010年度末<br>平成22年度末 | 2022年度末<br>令和4年度末 | 2024年度末<br>令和6年度末 |
|-------------------------------|--------------------|-------------------|--------------------|--------------------|-------------------|-------------------|
| 市町村道改良率 (%)                   | 38.1               | 52.5              | 62.0               | 64.1               | 65.8              | 65.8              |
| 市町村道舗装率 (%)                   | 34.9               | 58.6              | 69.0               | 71.2               | 72.7              | 72.7              |
| 農道延長 (km)<br>耕地1ha当たり農道延長 (m) | 67.4               | 69.6              | 45.0               | 118                | 123               | 123               |
| 林道延長 (km)<br>林野1ha当たり林道延長 (m) | 9.4                | 10.8              | 12.7               | 313                | 332               | 333               |
| 水道普及率 (%)                     | 88.2               | 89.3              | 97.1               | 98.0               | 98.9              | 99.3              |
| 水洗化率 (%)                      | —                  | —                 | 55.8               | 81.3               | 87.3              | 87.5              |
| 人口千人当たり病院、<br>診療所の病床数 (床)     | —                  | —                 | —                  | —                  | —                 | —                 |

#### （4）地域の持続的発展の基本方針

阿賀町は、これまで地域の持続的な発展を図るべく過疎対策事業として、都市部と格差のない生活環境基盤の改善に向け、住民福祉の向上や雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に取り組んできました。

しかし、人口の減少、少子高齢化の進展や激甚化する自然災害への対応等、本町を取り巻く環境は大きく変化しており、地域や農林業を担う人材の確保、デジタル技術活用の推進、幹線道路の整備、交通手段の確保、観光資源を活かした地域振興が喫緊の課題となっています。

地方自治体や民間企業、NPO等において、SDGs※の理念が広がりを見せていましたが、SDGsで示されている持続可能性、多様性、包摂性、全ての関係者の参画、社会・経済・環境の統合性を重視する考え方は、過疎地域の価値・役割と親和性が極めて高く、今後の過疎対策の理念を考えるための理論的基礎として位置づけられ得るものです。 ※SDGs：持続可能な開発目標

また、「農業経営基盤強化促進法」や「森林経営管理法」等、農地や森林の長期にわたる整備や保護を推進するための法律が改正されていますが、これらの法律は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の農地や森林が有する公益的機能の維持増進を図ることを目的としており、農地や森林が多い過疎地域の価値・役割の重要性を示唆するものです。

新たな過疎地域持続的発展計画では、上述のような過疎対策の理念や過疎地域の価値・役割の背景となる新たな潮流を踏まえ、これまで進めてきた過疎対策を基盤としながら本町の有する優れた諸条件と特性を最大限に活かし、地域の実情に即した固有の施策を展開するとともに、近年における過疎地域への移住者の増加、デジタル技術を利用した働き方への取組といった過疎地域の課題に資する社会的な動きも的確に捉え、持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上が実現するよう、必要な実効性のある対策を推進します。

新潟県過疎地域持続的発展方針（地域別持続的発展方向）及び第3次阿賀町総合計画で位置づけられたまちづくりの基本理念「豊かな自然・かがやく文化・みんなで築く安心のまち」の実現を支えるための基本目標に基づき、以下の4項目を過疎地域持続的発展の基本方針として定め、各分野にわたる施策の展開によって過疎地域の持続的発展を目指します。

### **基本方針1**

人口減少下においても、地域で安全・安心に暮らし続けるため、子育て・公教育など必要な公的サービスを提供する施設、河川・道路などの社会資本を整備していきます。その際、進展著しいAI・デジタル技術を積極的に取り入れます。

#### □第3次阿賀町総合計画前期基本計画における基本目標

- 【基本目標2】未来を拓く人を育み、文化・スポーツを通じた豊かな生活を実現する
- 【基本目標4】出産・子育ての希望をかなえる支援の充実を図る
- 【基本目標5】誰もが健康で思いやりのある生活ができる体制の充実を図る
- 【基本目標6】安全・安心な暮らしを確保する
- 【基本目標8】デジタル技術活用による地域課題の解決と誰一人取り残さないまちづくりを推進する

### **基本方針2**

農林水産物の生産拡大、また様々な地域資源を活かして産業を振興し、就業や雇用の確保、所得向上につなげます。地域で活躍する人や仕事の魅力発信を通じ、経済活動の展開・関係人口の拡大を図ります。

#### □第3次阿賀町総合計画前期基本計画における基本目標

- 【基本目標1】豊かな自然環境の保全と地域資源活用のサイクルを推進する
- 【基本目標3】若者が夢と希望を持って働くことのできる産業の振興を図る
- 【基本目標7】多様な人材の活躍推進と新しい人の流れをつくる

### **基本方針3**

地域住民に利便性と安全・安心を提供し、他地域との交流促進にも資するよう、公共交通や道路などの交通基盤を整備します。

#### □第3次阿賀町総合計画前期基本計画における基本目標

- 【基本目標6】安全・安心な暮らしを確保する

### **基本方針4**

空き家情報・地域の魅力情報を発信するとともに、相談・コーディネートなど、交流・移住の受入態勢を強化します。

#### □第3次阿賀町総合計画前期基本計画における基本目標

- 【基本目標7】多様な人材の活躍推進と新しい人の流れをつくる

## **(5) 地域の持続的発展のための基本目標**

阿賀町人口ビジョンにおいて下記のとおり設定した達成目標を、計画期間内に達成すべき基本目標として設定します。

## 【人口の長期的見通しの目標設定】

- 出生率：2022年（令和4年）の全国平均である合計特殊出生率1.27を2031年（令和13年）3月31日まで維持することを目標とします。
- 純移動率：2023年（令和5年）の社人研推計の純移動率を2031年（令和13年）3月31日まで維持することを目標とします。

### 地域の持続的発展のための基本目標

人口 7,434人以上（令和12年）

## （6）計画の達成状況の評価に関する事項

持続的発展計画に掲げる事業を着実に実行するため、P D C Aサイクル（Plan 計画→Do 実施→Check 評価→Action 見直し）という経営のマネジメント・サイクルを確立することにより、計画（Plan）の有効性と、実施（Do）の効率性の向上を図ります。また、社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じて柔軟な計画内容の変更を行うこととします。

地域の持続的発展のための基本目標として定めた人口の測定については、国勢調査の人口を基礎としていることから、計画最終年度の翌年度（令和13年度）に、2030年（令和12年）国勢調査の結果に基づき計画の達成状況を評価します。

## （7）計画期間

計画期間は、2026年（令和8年）4月1日から2031年（令和13年）3月31日までの5箇年間とします。

## （8）公共施設等総合管理計画との整合

2022年（令和4年）3月に改訂した「阿賀町公共施設等総合管理計画」では、将来の人口減少とそれに伴う少子高齢化の進展、地方税等自主財源が減少していくことが予想される財政状況、義務的経費や公共施設の維持管理費の増加等の課題を解決するため、個々の公共施設等を「阿賀町の持つ貴重な経営資源」であるという認識のもと、計画的かつ効率的に資産運用していくことが必要であるとし、次の4点を基本方針として定め、計画を推進しています。

### 【基本方針1】保有量及び規模の適正化

将来にわたる財産保有に要するコストを縮減するため、今後も活用が見込めない公共施設は、売却又は解体等の処分を実施し、公共施設保有量の縮減を図ります。

インフラ施設は、建替え又は長寿命化等の改修の際には、中長期的な視点からも更新規模の適正性を検討し、必要最小限で最大限の効果を發揮できるよう整備を行います。

### 【基本方針2】長寿命化の推進

公共施設等における劣化状況等の的確な把握に努め、施設の維持管理費用や改修費用を含むライフサイクルコスト※を考慮し、中長期にわたる計画的な視点に立って、施設の長寿命化を推進し

ます。

※ライフサイクルコスト：製品や構造物などの設計から処分までに要する費用

### 【基本方針3】効率的利用の推進

公共施設を複合的に使用することで、従来その施設が持っていた機能を他の施設に統合し、使用する施設面積に余剰部分を発生させないようにすることや、民間事業者のノウハウや資金を導入した施設の管理運営の積極的な導入、また、賃貸借により第3者に活用してもらうことで、財政負担を軽減するとともに、効率的に公共施設が利活用されることを推進します。

### 【基本方針4】持続可能な公共施設等

SDGsの理念に沿ってまちづくりを進めることに寄与するため、公共施設等が異常な気象現象に対応できる強靭さを兼ね備え、エネルギー・ミックスを可能とする施設の整備、運営に努めるとともに、多様な人々が公共施設等を利用できるように公共施設等マネジメントを推進します。

本計画においても、これらの基本方針と整合性を図りながら必要な事業を適正に実施します。

## 2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

### (1) 現況と問題点

#### ア 移住・定住

阿賀町の人口は、年間350人程度の減少が続いており、出生数の減少と死亡者数の増加といった自然減が人口減少の主な要因となり、また、転入者の減少も著しく、人口減少の要因のひとつとなっています。こうした現状を鑑み、町営住宅の整備や空き家バンク制度の導入、移住者の住宅家賃の1／2補助、住宅取得補助等の住まいや仕事、子育て等、移住者を受け入れるための施策を進めてきました。

今後は更に積極的な移住者の受け入れを進める必要があるため、移住希望者に対して町でのライフスタイルを丁寧に説明し、移住者が定着しやすい住環境整備を強化することが求められています。

また、就職、就学等により多くの若者が町外へ流出しているため、就職を希望する町内高校生の地元企業への就職を促す工夫が必要です。

#### イ 地域間交流

大学等との包括連携協定や地域と連携して取り組む活動の受け入れ、活動拠点となる施設の整備を行い、拠点施設での活動を継続的に実施しています。新潟大学の学生によるダブルホーム※活動では、町内4つの地域が学生グループを受入れ、地域のイベントや祭りへの参加のほか、学生の希望により、畠仕事や草刈り、薪割などを地域の方と活動を行っています。新潟青陵大学、青陵大学短期大学部は、サテライトキャンパスとして、町内の環境を活用した学外授業や、町内保育園での実習や看護学生の実習などで協力、連携しています。今後は取組の内容の更なる充実を図るべく、産官学の効果的な連携や学生等が地域に密着した活動ができるような体制整備が求められています。また、本町でなければ体験できない自然、温泉、歴史、文化を活用した取り組みを拡大するなど交流人口・阿賀町ファンの増加を図り、関係人口の創出につながる仕組みづくりが必要です。

※ダブルホーム：新潟大学による、学生が様々な場面で困難に直面しても適切に対処する力を身に付けるための地域と連携して取り組む活動。

#### ウ 人材育成

人口減少及び少子高齢化の進展により、あらゆる分野において深刻な担い手不足となっていることから、首都圏等から意欲のある人材を地域おこし協力隊として招致し、観光、農林業振興や地域支援、起業・就業に向けた取り組みを行い、地域活性化及び移住・定住の促進を図っています。

任期を終えた地域おこし協力隊員をはじめとする地域に関わる多様な人材が活躍できる環境をつくるため、行政と地域の間に立って様々な活動を支援する中間支援組織の充実に向けた体制の整備が必要です。

また、農林水産業や商工業等、年間を通じた安定的な雇用環境や一定の給与水準の確保が困難な事業者に対する支援制度の確立が課題となっています。

## (2) その対策

### ア 移住・定住

- 移住コーディネーターによる移住相談総合窓口や移住定住奨励制度により、移住への不安やミスマッチを軽減します。
- 空き家の利活用に向けた空き家の詳細調査を行い、登録可能な新たな空き家の登録を推進し広く発信することにより、住まいに関する支援を拡充します。
- 様々な広報媒体により、町の魅力や各種制度・交流・体験事業を紹介し、移住・定住者の増加を図ります。
- U・I ターン者、新婚世帯、子育て世帯、若者世代を対象に安心して移住できるようニーズを的確に把握した支援を強化します。
- 地元企業や高校、大学等と連携し、就職説明会などにより、若者と地元企業のマッチングを支援し、高校・大学等新卒者の地元定着を図ります。
- 老朽化が進んでいる町営住宅の計画的な改修を進め、建物の長寿命化に努めます。
- 高齢者や障がい者への配慮や若者の定住促進対策として、町営住宅の計画的な整備を推進します。

### イ 地域間交流

- 遊休施設をテレワーク等の働く場やコミュニティ拠点、農産物の加工施設等、多様な空間として再活用し、関係人口の増加と雇用創出など地方創生の拠点づくりに取り組みます。
- 恵まれた自然環境や歴史文化をはじめ、農業や林業体験、川遊び、雪国体験など田舎暮らしを中心とした、地域資源を最大限に生かした交流施策を推進します。
- 大学等の地域活動を支援することにより、「にぎわいの創出」、「交流・関係人口の増加」を推進します。
- あがまちファンクラブ会員への情報発信を強化し、町の情報が効率的に届く仕組みづくりを行います。

### ウ 人材育成

- 地域資源を活用し、地場産品開発や地域PRのできる人材やITリテラシーに長けた人材等、将来の地域のリーダー的存在になり得る人材を育成します。
- 地域おこし協力隊員の招致を継続するとともに、任期終了後は担い手として定住しやすい環境整備と起業支援を行います。
- 町やNPO、民間企業等の地域の多様な主体が連携した中間支援組織の設立に向けた体制整備を支援します。
- 産官学が連携し、新たな産業の創出や地域と密着した活動による地域活性化を推進するため、活動拠点の整備や組織化、活動内容の情報発信など支援を充実するとともに地域のニーズに合わせ更なる連携を進めます。
- 特定地域づくり事業協同組合制度を活用し、農林水産業、商工業等の地域産業の担い手を確保するため、特定地域づくり事業を行う事業協同組合を支援することにより、安定的な雇用環境と一定の給与水準を確保した職場を作り出し、地域内外の若者等を呼び込むなど、地域事業者の事業の維持・拡大を図ります。

### (3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

| 区分                    | 事業名<br>(施設名)              | 事業内容  | 事業主体           | 備考 |
|-----------------------|---------------------------|---|----------------|----|
| 1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 | (4)過疎地域持続的発展特別事業<br>移住・定住 | 移住定住促進事業<br><b>【内容】</b><br>住まい、仕事、子育て等、移住者を受け入れるための施策の構築及び展開<br><b>【必要性・効果】</b><br>人口減少及び少子高齢化が進展するなか、移住・定住のニーズが高まっている社会変化を的確に捉え、将来的に移住に繋がるよう、地域との交流を築く必要がある。<br>居住人口の増加やまちの賑わいの再生、新たな人材の確保が期待される。      | 阿賀町、移住コーディネーター |    |
|                       |                           | 空き家実態調査事業<br><b>【内容】</b><br>空き家バンクへ登録可能な新たな空き家の掘り起こしや危険空き家を把握するための調査<br><b>【必要性・効果】</b><br>移住・定住者の受け皿となる住宅の確保が必要である。<br>移住定住の促進により、地域の活性化及び空き家の適正な管理が期待される。   |                |    |
|                       | 地域間交流                     | あがまちファンクラブ運営事業<br><b>【内容】</b><br>交流事業の企画運営<br><b>【必要性・効果】</b><br>観光施設を活用したイベントや体験による交流人口・関係人口の交流を図り、阿賀町ファンの増加に繋がる仕組みづくりが必要である。<br>阿賀町を応援してくれる方による「あがまちファンクラブ」会員による阿賀町に関する情報発信やイベント開催により、交流人口、関係人口を創出する。 | 阿賀町            |    |
|                       |                           | 人材育成事業<br><b>【内容】</b><br>過疎地域における地域人材の育成<br><b>【必要性・効果】</b><br>人口の著しい減少及び少子高齢化の進展により、あらゆる分野において深刻な人材不足となっていることから、人材の育成及び確保が必要である。<br><b>効果</b><br>地域リーダーの育成を図ることで地域の活力を向上させ、過疎地域の持続的発展に資することが期待される。     |                |    |

### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

遊休施設や地域の拠点施設等、「移住・定住・地域間交流の促進、人材育成」区分における公共施設等については、個々の施設等の現況及び利用状況等を十分に踏まえ、公共施設等総合管理

計画に定める基本方針に基づいた公共施設等の保有量及び規模の適正化、長寿命化・効率的利用を計画的に推進します。

### 3 産業の振興

#### (1) 現況と問題点

##### ア 農林水産業

###### (ア) 農業

阿賀町の総農家数は、738戸（2020年農林業センサス）で、兼業農家の占める割合が非常に高く、山間地形の散在集落という立地条件から小規模点在型農用地による水稻主体の農業経営となっています。

農業経営者は、若年層の農家は少なく大半は高齢農家や定年帰農農家であり、農業生産活動は「中山間地域等直接支払制度」「農地維持支払制度」等を活用した集落営農活動により維持継続されているほか、認定農業者と任意生産組織、6つの農業生産法人と1つの酒蔵、上川・三川地域の両農業振興公社が地域農業を支えていますが、高齢化と担い手の人材不足は深刻な状況です。

過疎高齢化と農林業の担い手不足は、耕作放棄地や里山の荒廃（未整備森林）を拡大し、隣接耕作地の日照不足や水利の不安定化、有害獣の種類及び棲息数の増加など、耕作放棄を助長する負の条件要素を増大させています。

地域の農業を支える「意欲のある農業者」や「農業法人」「農業公社」が、各々農地を集約して維持に努めていますが、農業生産基盤については、1970年代に実施された土地改良事業により整備された施設であり、老朽化等により農地全体の機能低下が見られ、高性能な最新機器を活かす土地改良の実現と災害に強い農業施設の整備が求められています。

阿賀町の米は、ふるさと納税の返礼品として高い評価を得ていますが、国内トップクラスの「おいしい米」「高品質米」の産地としての知名度は十分でないことから、産地イメージの向上と阿賀町ブランドの確立PRが急がれます。

園芸作物等は大半が自家消費されていますが、自然薯・雪下ニンジン・エゴマ・ソバ・山菜・ベリー類・栗・クルミ等、特産品として期待される産品については、地元企業や地域おこし協力隊等の協働による生産、流通体制の確立を進めています。

農村地域の多面的機能を維持・発揮させるとともに、地域資源を活用した農業経営の基盤強化を進める必要があります。

###### (イ) 林業

阿賀町の林野面積は89,327ヘクタール（2025年新潟県地域森林計画）で、町全体面積の約94%を占めています。戦後の積極的な造林により森林資源は豊富ですが、急峻な地形など施業困難地が多いことや、外国産材の動向に左右され不安定な木材価格から小規模な林業経営は難しく、所有者の森林に対する財産意識の希薄化や無関心が進み、森林の荒廃が拡大しています。

事業体への支援強化や特用林産物の産地化を進めると共に、「森林経営管理制度」や「森林環境譲与税」を有効活用して森林の多面的機能を維持し、施業インフラの維持整備や個人林家に対する施業支援、担い手の育成、地域の実情に合った森林知識や林業技術の継承、山林所有者の森林資源管理意識の醸成など、個人林家の生業再生を支援する必要があります。

森林が保有する二酸化炭素吸収量をクレジットとして企業などに発行し、その販売収入を

活用して森林整備を進めるカーボン・オフセット※制度の取組についても、制度の認知を広めクレジットの販売量を増やすPR活動を強化する必要があります。

※カーボン・オフセット：温室効果ガスについて、削減しようと努力をしてもどうしても削減できない分の全部または一部を、植林・森林保護・クリーンエネルギー事業（排出権購入）などで、埋め合わせすること

#### (ウ) 水産業

内水面漁業として、2つの漁業組合がサケやサクラマスほか渓流魚等在来種の保護増殖と漁業活動を行っているほか、鯉や加工用メダカの事業活動がありますが、発電所や頭首工など利水施設や災害防止のための砂防堰堤整備などが進んだ結果、天然魚種の遡上阻害や棲息環境の悪化により、漁業資源は漸減しています。また、近年の温暖化や漁業資源の乱獲などの影響により遡上数が激減しており、漁業組合の経営にも影響を及ぼしています。

#### (エ) 畜産業

阿賀町の畜産経営者は1戸であり、現在、肉用牛の一貫経営等により高品質の肉を生産しております、各種品評会において最優秀賞を受賞するなど、高い評価を得ています。

牛肉の1人当たり年間消費量は約6.2kgで、近年このレベルで概ね横ばいとなっています。

牛舎など飼育設備の老朽化や飼料コストの高騰、外国産や国内他産地との競合により、畜産を取り巻く状況は厳しく、新しい知識や技術・生産設備の導入支援、担い手育成など生産者への支援が必要です。

### イ 商工業

阿賀町の商業は、個人商店をはじめ小規模企業が大半を占めています。町民の買い物も近隣都市部の大型スーパーを利用する傾向が高く、このため地元商店街では購買者が著しく減少し、空き店舗も増加しています。地域経済の発展と景気回復に向け、町商工会と連携を図り、商店街によるイベントの開催や企業や団体への融資、新規創業者への支援に取り組んできましたが、個々の経営基盤が脆弱な商店等への影響は大きく、経営の持続に厳しさが増しています。

工業は、三郷工業団地及び第2工業団地に、農村地域工業等導入促進法によって誘致した企業が操業しており、本町の工業における主要地域となっています。第2工業団地については、磐越自動車道の開通を契機に1999年（平成11年）に拡張造成を行い、企業誘致を進めてきましたが企業の進出が無く誘致は依然難しい状況にあります。

中小企業の経営安定や設備投資を支援するための制度融資や信用保証料の補助を実施しているほか、固定資産税の優遇措置により規模拡大と雇用促進など、経営基盤の強化及び規模拡大への継続的な支援と新たな支援制度を確立する必要があります。

### ウ 観光業

阿賀町は、温泉・旅館・ゴルフ場・スキー場・キャンプ場など優れた地域資源が各地域に存在し、阿賀野川とその支流・渓谷、森林や湿原の持つ魅力を求めて多くの観光客等が訪れ、特に整備された森林や公園、河川敷には町内外からレクリエーションやキャンプなど休養に訪れる人も多く、観光施設の整備をはじめ温泉の経営など様々な施策を展開してきました。

豊富な観光資源を有しているものの、近年の傾向としては、ツアーや団体で楽しむものから個人のニーズに応える観光へと観光需要が変化しており、新潟県の観光入込客統計の市町村別観光客入込数の推移をみると、2015年（平成27年）は100万人を超える入込客がありましたが、2022年（令和4年）は約50万人と、町を訪れる観光客は年々減少しております。新たな視点での観光施設の整備や観光需要に応えることが求められています。

伝統的な歴史や魅力ある自然を観光資源と捉えた考えを引き継ぎ、更なる魅力を引き出すとともに、新たな観光資源の開発、発掘に努め、特徴的、魅力的な観光戦略を展開する必要があります。

観光施設を活用したイベントや体験による交流人口・関係人口の拡大を図り、先端技術を活用した、観光情報のPRを効果的に実施する必要があります。

また、第3セクターによる観光施設の経営は厳しい状況が続いており、施設のあり方など事業展開の方向性を検討するとともに、訪日外国人観光客などの観光ニーズに合ったより民間的な施設運営が求められています。

## （2）その対策

### ア 農林水産業

#### （ア）農業

- 米価変動に左右されない「阿賀町産米」の価値づくりを推進します。
- 農畜産物の価格上昇に向けた付加価値の創出を図ります。
- 品質向上、収量増加に向けた農畜産物づくりを支援します。
- 産官学連携による共同研究や共同開発等を推進し、それらから得た技術・成果等の活用や事業化の支援を行います。
- 農畜産物販促イベント、SNS等を活用したPR活動による需要喚起に努めます。
- 町内需要に応じた生産体系の構築及び地産地消の推進に向けた支援を行います。
- 新規就農者の就農を支援します。（新規就農に関する施設整備補助、営農指導等）
- 担い手公社・畜産農家及び農業法人等が行う人材育成・資本整備を支援します。
- 農福連携を推進します。
- 小規模農家（半農半X（農業と別の仕事を組み合わせた働き方のこと））の育成及び支援を行います。
- 地域おこし協力隊招致事業や農業次世代育成支援事業等を活用し、農林業後継者（担い手）の育成と定住を促進します。
- 農業振興公社や農業生産法人の資本整備を支援します。
- 共同利用施設等の設備強化・更新を支援します。
- 中山間地域等直接支払制度、多面的機能支払交付金制度を活用し、生産基盤を強化します。
- スマート農業、農業DXの活用推進による生産コストの低減に向けた支援を行います。
- 雪冷熱の活用による農産物の高付加価値化を図ります。
- 老朽化した農業用施設の改修整備を進めます。
- 農地や農業用施設等の災害の未然防止を図るため、災害のおそれのある農業用ため池や農道・用排水施設の整備を進めます。
- 農作物被害防止のため、電気柵・大型ワナ等の導入、放置果樹木の伐採・緩衝帯の整備、実施隊員のワナや銃器での駆除に加え、ICT等を利用し有害鳥獣被害防止を支援します。

## ●阿賀町過疎地域持続的発展別事業基金（農業対策分）の創設

山菜、ソバ、自然薯、エゴマ、雪椿、コンニャク等有害鳥獣の被害に遭わない作物の栽培加工等を推進し、6次産業化する取り組みを進めるとともに、営農指導等から良質米の安定生産による、農家所得の向上や「産業間の連携」による産業の活性化を推進します。

また、児童生徒に農林業体験を含めた学ぶ機会を提供し、農林水産業についての正しい知識やイメージの普及宣伝に努め、農林水産業や自然豊かな阿賀町で働き暮すことの魅力を次世代に伝える施策を推進します。

これらの実現を図るため、当該基金においては、現行過疎法失効後の基金取り崩しも視野に、地域の持続的発展が図られる効果的な施策に活用します。

### (イ) 林 業

- 川上（素材生産）、川中（木材加工）、川下（利用）の生産から消費ラインを構築します。
- 林道網の維持・改良整備など木材生産コストの低減につながる施策を行います。
- 森林資源の質的向上のため、適期に適切な施業を行うよう間伐及び主伐・再造林への支援を行います。
- 森林情報や森林所有者情報の収集整理など、森林資源管理のデジタル化を進めます。
- 森林の共同施業と団地（集約）化を検討し、森林施業の効率化高収益化を支援します。
- 森林経営計画策定に係る地域活動を支援します。（交付金）
- ICT・IoT 等、最新の技術導入や機械設備の高度化により、作業の省力化と安全強化を支援します。

### (ウ) 水 産 業

- 河川環境の保全整備を促進し、適合する稚魚放流等、漁業振興の支援及び適切な管理による資源の増加を図るとともに、内水面漁業の活性化を支援します。
- 水産資源の保護育成と利用拡大を支援します。
- 水産資源の効率的な増殖や労働コストの低減等に向け、産官学連携による共同研究等を推進し、成果等の活用や事業化に対する支援を行います。

### (エ) 帯 産 業

- 計画的な優良繁殖基礎雌牛の導入や飼育環境の改善による、安全・安心な高品質の肉の生産を支援します。
- 畜舎・農機具・採草地（自給飼料）等の必要な設備の計画的な更新を行い、安定した経営の継続を支援します。
- ICT、IoT 等、最新の技術導入や機械設備の高度化により、作業の省力化と高品質安定化を推進します。
- 食品や飲料等の加工製造業など異業種と連携し、当該事業により発生した原料残渣を、高品質な肥育飼料として活用し、肥育コストの削減や良質肉の恒久化による畜産経営の安定と地域内の資源循環による SDGs に資する取り組みを促進します。
- 新規就農者や異業種参入を積極的に誘導し飼養牛数を増加させるとともに、耕作放棄地拡大防止対策に有効な飼料用水稲（ホールクロップサイレージ）の栽培拡大を促進します。

## イ 商 工 業

- 商工会や金融機関等と連携し、起業・事業拡大を促進します。
- 起業にかかる経費、店舗改修にかかる経費を支援します。
- 県及び商工会と連携し事業継承を支援します。
- 空き店舗や空き地を活用し、起業を促進するためのチャレンジショップ等の設置を関係団体と協議します。
- 中小企業振興資金及び地方産業育成資金の預託を行います。
- 信用保証料の補給を継続して行います。

## ウ 観 光 業

- 道の駅や温泉施設、町営スキー場、森林公园など観光施設の整備を実施し、観光振興や活性化を図ります。
- ウェブサイトやSNS等観光情報メディア媒体を通じた有効かつ広範囲な情報発信を行います。
- 訪日旅行プロモーションへの取り組みを行います。
- 案内看板の設置及び改修を進めます。
- 外国人向け体験、イベントを確立します。
- 外国人誘客関係団体との連携を強化します。
- Wi-Fi等インターネット環境の整備を図ります。
- 学生や企業、観光関係団体等と連携しながら、効果的な情報発信に努めます。
- 町観光協会や関係する組織・団体等、イベントやツアーの企画運営にあたる組織を支援し、充実を図ります。
- 観光資源（歴史、文化、景観、温泉、食、特産品など）の更なる魅力化を図ります。
- 景勝地である麒麟山一帯の整備を行い、観光資源としての魅力向上を図ります。
- 新潟・福島エリア全体の観光資源をつなぐ広域観光施策を展開します。
- 世界遺産に登録された「佐渡島の金山」のある佐渡の玄関口となる新潟市と、歴史と文化資産を持つ会津若松市の中間に位置し、磐越自動車道、国道49号、磐越西線で繋がっている立地特性を活かした広域観光の取組を推進します。

## (3) 計 画

### 事業計画（令和8年度～令和12年度）

| 区分      | 事業名<br>(施設名)   | 事業内容       | 事業主体 | 備考 |
|---------|----------------|------------|------|----|
| 2 産業の振興 | (1) 基盤整備<br>農業 | 農業農村整備事業   | 阿賀町  |    |
|         |                | 県営農業農村整備事業 | 新潟県  |    |
|         |                | 県単農業農村整備事業 | 阿賀町  |    |

|                           |   |     |  |
|---------------------------|---|-----|--|
|                           | 農業水路等長寿命化・防災減災事業  | 阿賀町 |  |
|                           | 防災・減災対策農業水利施設点検・調査計画事業  | 阿賀町 |  |
|                           | 基幹水利施設ストックマネジメント事業  | 阿賀町 |  |
|                           | 耕作条件改善事業  | 阿賀町 |  |
| (3)経営近代化<br>施設            | 農業用機械整備事業   | 阿賀町 |  |
| 農業                        | 農業用機械修繕費支援事業  | 阿賀町 |  |
| 水産業                       | 水産振興拠点整備事業  | 阿賀町 |  |
| (4)地場産業の<br>振興            | 地域農業担い手招致事業   | 阿賀町 |  |
| 技能取得施設                    | 農林水産業総合振興事業   | 阿賀町 |  |
| 生産施設                      | 観光施設整備事業  | 阿賀町 |  |
| (9)観光又はレク<br>リエーション       | 道の駅阿賀の里施設整備事業   | 阿賀町 |  |
|                           | 三川・温泉スキー場整備事業   | 阿賀町 |  |
|                           | 三川・温泉スキー場圧雪車整備事業  | 阿賀町 |  |
|                           | 森林公园整備事業  | 阿賀町 |  |
|                           | たきがしら湿原整備事業   | 阿賀町 |  |
| (10)過疎地域持<br>続的発展特別事<br>業 | 農業再生協議会等活動支援事業<br><br>【内容】<br>農業者所得向上のため、産地づくりを推進する農業者に交付金を交付する。<br>【必要性・効果】<br>経営所得安定対策交付金事業と連動し、転作拡大することで、水稻との複合経営による所得の安定を目指す必要がある。<br>産地化を推し進めることにより、水稻以外の特產品化を推進し、町の活性化に寄与することが期待される。<br>産地づくり交付金は、町内事業者との契約や販売に対して、基本的に交付する仕組みとしていることから、地産地消の促進に期待が持てる。 | 阿賀町 |  |
| 第1次産業                     |   |     |  |

|      |   |     |  |
|------|---|-----|--|
|      | <p><b>農水産物生産技術向上共同研究事業</b></p> <p><b>【内容】</b><br/>産官学連携による共同研究を実施し、農林漁業者の生産(労働)コストの低減や增收、気候変動等に対応する。</p> <p><b>【必要性・効果】</b><br/>農林水産業は、後継者不足が深刻で高齢化が著しい。また、気候変動やコスト増による減収も経営継続に大きな影響があることから、当町の気候風土・地域属性を踏まえた産学官の共同研究により農林水産業における課題解決を図り、成果の活用による高収益、低コスト化は喫緊の課題である。</p>                              | 阿賀町 |  |
|      | <p><b>スマート農林水産業推進事業</b></p> <p><b>【内容】</b><br/>スマート農林水産業、農林水産業 DX の活用推進による生産コストの低減に向けた支援を行う。</p> <p><b>【必要性・効果】</b><br/>農林水産業分野における労働者不足への対応や生産性と収益性向上のため必要である。<br/>作物の収量・品質の安定化や作業精度の向上、最適な作業タイミングの自動化などが期待される。</p>  | 阿賀町 |  |
| その他  | <p><b>有害鳥獣対策事業</b></p> <p><b>【内容】</b><br/>ICT やドローンなどを活用した追い払いや捕獲等により有害鳥獣による農作物への被害の防止を図る。</p> <p><b>【必要性・効果】</b><br/>耕作者の高齢化や地域人口の減少により被害防除や追い払う地域力が低下していることから被害対応が必要である。<br/>個体数調整や群れの分散を防ぎ、農作物の被害防止、軽減を図ることが期待される。</p>   | 阿賀町 |  |
| 基金積立 | <p>阿賀町過疎地域持続的発展特別事業基金積立(農業対策分)</p> <p>特產品等農業振興事業</p> <p><b>【内容】</b><br/>良質米の安定生産と特產品化の推進</p> <p><b>【必要性・効果】</b><br/>良質米の産地であるが高齢化、サルの被害等から耕作放棄地が増え、後継者が不足している。土づくり、営農指導等から良質米の安定生産、ワラビ、ソバ、野沢菜、自然薯、エゴマ、雪椿、コンニャク等猿害に左右されない作物の栽培、加工等を促進し、6次産業化の取り組みも進めることにより、農家所得の向上、農業と商工業、観光業の連携による活性化、担い手の確保等を図る。</p> | 阿賀町 |  |

#### (4) 産業振興促進事項

##### I . 産業振興施策促進区域

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき指定されている過疎地域である  
阿賀町の全域を産業振興施策促進区域とします。

## II. 産業振興施策促進期間

産業振興施策促進事項に掲げられた取組については、令和8年4月1日から令和13年3月31日まで行うこととします。

## III. 振興すべき業種

製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等とします。

### (i) 産業促進区域及び振興すべき業種

| 産業振興促進区域 | 業種                         | 計画期間                    | 備考 |
|----------|----------------------------|-------------------------|----|
| 阿賀町全域    | 製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等 | 令和8年4月1日～<br>令和13年3月31日 |    |

### (ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記（2）のとおり

加えて、「新潟広域連携都市圏」における連携市町村をはじめとする周辺市町村と連携し、経済の活性化や自然環境の魅力を高め、人々が誇りをもって住み続けたいと思えるような地域の創造を目指し、生活関連機能サービスの向上等を図っていくこととします。

## （5）公共施設等総合管理計画との整合

農業基盤整備や森林整備、観光施設整備等、「産業の振興」区分における公共施設等については、個々の施設等の現況及び利用状況等を十分に踏まえ、公共施設等総合管理計画に定める基本方針に基づいた公共施設等の保有量及び規模の適正化、長寿命化・効率的利用を計画的に推進します。

## 4 地域における情報化

### (1) 現況と問題点

#### ア 情報化

阿賀町の全域は、光ケーブルによる情報ネットワークの整備により、町と各家庭を結ぶ双方向の情報伝達システム（告知端末）や超高速インターネット環境、テレビの地上デジタル放送受信の基盤の確立により、都市部と格差のない情報基盤を形成しました。

情報伝達システムは、安定した情報伝達ツール機能を発揮できるよう適時保守更新を実施しています。情報伝達システムは更新時期にあり、更新時には世代通信（高速・大容量通信、多接続）の実現を注視し、アプリケーションの選定、個人所有端末の使用許諾、利便性について十分検討し慎重なツール選定を行う必要があります。

情報通信技術をはじめとする未来技術は、距離と時間の制約を克服することから、地域の課題を解決・改善するための重要なツールであり、その未来技術を活用した社会（Society5.0※）をイメージしながら、本町が抱える具体的な課題解決に取り組む必要があります。

技術革新によるICT・IoTを産業の振興対策や地域情報の発信など住民生活の利便性の向上を図るため、ICT・IoTを活用した施策の展開と地域による取組を支援する必要があります。

行政組織、人員面では、行政内部情報システムのクラウド化や庁内ネットワークの整備等による業務の効率化を進めてきました。職員数の減少及び事務の複雑化、少子高齢化社会に対応した事務処理量が増していることから、各種行政事務において、AIやRPAなどの先端技術を活用した効率的な事務処理を進め、一層スリムな組織づくりが求められています。

※Society5.0：仮想空間と現実空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会のこと

### (2) その対策

#### ア 情報化

- 阿賀町アプリ内に本町のお得な情報や災害時の被災状況をお知らせするコンテンツを設定し、充実させます。
- 電子申請システムの手続き業務数及び付随するキャッシュレス決済手続数を増やします。
- 公共施設におけるキャッシュレス決済の導入を進めます。
- 最新のセキュリティに対応した各種システム（ハード・ソフトウェア含む）の更新を行います。
- 職員の情報セキュリティ意識の向上に努めます。
- 生成AIなどのデジタルツールの活用を進めます。また、デジタル専門員等を確保します。
- ファイルサーバーの導入による適正なファイル管理を行います。
- ワークフロー（起案、支払調書等の電子決裁化）の整備を進めます。
- セキュリティ対策を施した通信可能なモバイルパソコンを整備し、自宅・外出先からのリモートワーク環境を構築します。
- 入札、契約、入札参加資格審査等の調達関連手続き業務のデジタル化を推進し、事業者の利便性・生産性向上を図ります。
- 標準準拠システム移行を完了させ、安定した基幹系業務の運用を図ります。

- 庁舎窓口に設置している「書かない」窓口システムの手続き業務を増やします。
- 告知端末の更新に併せ、阿賀町アプリの活用を推進します。
- 阿賀町アプリのインストールなど、集落支援員による補助も取り入れ、普及・啓発を行います。

### (3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

| 区分          | 事業名<br>(施設名)  | 事業内容  | 事業主体 | 備考 |
|-------------|---|---|------|----|
| 3 地域における情報化 | (1)電気通信施設等情報化のための施設<br><br>告知放送施設<br>テレビジョン放送等<br>難視聴解消のための施設 | 情報ネットワーク整備事業  | 阿賀町  |    |
|             | (2)過疎地域持続的発展特別事業<br><br>デジタル技術活用                              | 行政事務効率化システム構築事業<br><br>【内容】<br>RPA、AI等の実用化に向けた検討・導入<br>【必要性・効果】<br>職員数の減少及び事務の複雑化に伴う<br>職員の事務処理量の増加に対応するため<br>必要である。<br>行政事務の効率化により、地域住民の利<br>便性向上が期待される。   | 阿賀町  |    |
|             |   | ICT等技術活用事業<br><br>【内容】<br>過疎地域の課題解決に資するICT等未来<br>技術の導入<br>【必要性・効果】<br>人口減少及び少子高齢化による深刻な<br>担い手不足を解消するため、ICT等未来<br>技術の導入が必要である。<br>ICT等技術を活用することにより、過疎地<br>域における担い手不足を解消し、集落機<br>能の維持や地域の活性化が期待される。  | 阿賀町  |    |
|             |   | デジタル人材確保・育成事業<br><br>【内容】<br>デジタルを活用した人材育成、確保を行<br>う。<br>【必要性・効果】<br>職員数が減少していくなか、行政事務の<br>複雑化、事務量の増加により事務処理に<br>支障をきたす恐れがあることから、デジタ<br>ルツールを活用するための人材育成及び<br>人材確保を行い、職員の負担軽減を目指<br>す。<br>デジタルツールを活用することで、事務の<br>効率化・省力化が図られ、職員の負担軽<br>減が期待される。 | 阿賀町  |    |

#### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

情報通信技術などの未来技術の導入等、「地域における情報化」区分における公共施設等については、個々の施設等の現況及び利用状況等を十分に踏まえ、公共施設等総合管理計画に定める基本方針に基づいた公共施設等の保有量及び規模の適正化、長寿命化・効率的利用を計画的に推進します。

## 5 交通施設の整備、交通手段の確保

### (1) 現況と問題点

#### ア 道路（農道・林道含む）、橋りょう

社会基盤である道路、橋りょうは、町民の生活や経済、社会活動の効率性を高める機能だけでなく、災害時における避難や復興に欠かすことのできない重要な施設です。

阿賀町の道路交通網は、磐越自動車道、国道49号、国道459号、主要地方道新発田津川線、県道室谷津川線を幹線道路として、それに通じる県道・町道・農道及び林道から成り立っています。

町道の整備状況は、これまで過疎計画に基づき、積極的に改良等の整備を進めており、2024年度末（令和6年度）末の町道の改良率は65.8%、舗装率は72.7%となっているものの、未だ幅員が狭小な箇所や、急勾配・急カーブといった危険箇所も多く残されています。また、基盤産業である農林業や、観光・交流事業、商工業等をサポートするうえで、磐越自動車道の全線4車線化や国・県道の整備促進が求められています。

森林面積が94%を占める本町では、林道・作業道は生産基盤として利用され、災害発生時には代替え道路としての機能を有することから、林道、作業道の整備を進める必要があります。

また、老朽化した町道・林道・農道の橋梁を含む全ての施設の点検調査を行い、計画的な道路整備と維持管理による長寿命化を推進する必要があります。

#### イ 生活交通機関

スクールバス・福祉バス・患者輸送車・保育園バス等の公共交通は、安全運行を第一に一元管理し、財源の確保と効率的な運行を行っているものの、民間の運行する路線バスの廃止に伴い、全体的な公共交通体系の再構築を進めています。

バス需要の減少や高齢者の移動手段など、利用者ニーズに合った効率的な運行、財政への負担軽減などデマンドを含めた運行方法の検討を進めるとともに、実証実験を重ね最適な移動手段の確保が必要です。

JR磐越西線の利用客は減少傾向にありますが、新津・五泉方面への通学者は多く、五泉方面から阿賀黎明高等学校へ通学する生徒もあり、また、風光明媚な阿賀野川沿線を走るSLは鉄道を利用した貴重な観光資源であることから、更なる磐越西線の利用しやすい環境整備が求められています。

#### ウ 道路整備機械等

特別豪雪地帯に位置する阿賀町にとって、冬期間の交通確保は重要な課題です。計画的な道路除雪の実施により、冬期間における住民生活の利便性と安全性を確保しています。雪は通勤・通学・通院等の日常生活、町の経済、また集落維持にも大きな影響を与える要素であり、引き続き除雪体制を維持するため、除雪機械の更新や増強、また、高齢者世帯をはじめとする家屋等の雪下ろしや除排雪にも配慮した総合的な雪対策を進める必要があります。

## (2) その対策

### ア 道路（農道・林道含む）、橋りょう

- 生活道路の安全性を確保するため、維持管理を計画的に実施するとともに、適切な修繕を行います。
- 橋りょう長寿命化計画に基づき、橋りょうの架け替え、維持修繕に努めます。
- 雪崩発生等危険箇所の対策事業による安全な町道管理を進めます。
- 道路利用者へ通行止め等の交通情報の提供を行うため、道路情報のデータベース（管理者や路線名、位置図など）や道路規制、積雪情報を公開するシステムの整備を進めます。
- 計画的、継続的に狭隘路線の解消に努めます。
- 排雪スペースの確保が困難な地域は、消雪パイプ等の融雪施設を整備します。
- 主要幹線道路は、完全無雪化を前提に除雪体制の整備を進め、通勤、通学、高齢化に対応した生活道路の確保に努めます。
- 災害発生時のう回路となる林道の維持管理に努めるとともに、異常の有無を早期に発見するため、パトロールの実施に努めます。
- 町道、林道、農道の新設改良工事を計画的に進めます。

### イ 生活交通機関

- スクールバスを活用した福祉バスやまちなか巡回バス、コミュニティワゴンの路線や便数の再検討を行います。
- デマンド交通の導入やスクールバス混乗路線の拡大を検討します。
- 高速バスである「阿賀町バス」の運行欠損額に対し補助金の交付を行います。
- 利便性の向上を目指し、他の公共交通と連接できるよう、随時運行ダイヤの見直しを行います。
- デジタル技術の活用により、持続可能な公共交通の維持・効率化に向けた取組を行います。
- バスの計画的な整備と安全な運行を確保するための修繕及び更新に努めます。
- 鉄道交通の利用促進を図るため、運行本数の増加及び駅舎のバリアフリー化など利便性の向上に向けた要望活動を行います。
- 鉄道利用者に一般駐車場を提供し、利便性向上と利用促進を図ります。
- 阿賀町過疎地域持続的発展特別事業基金（交通対策分）の創設

福祉バス・高速バス等の運行により、地域住民が安心して利用することができる交通体系を確立することにより、通勤・通学・通院・買い物などの生活を支える交通手段を確保します。

これらの実現を図るため、当該基金においては、現行過疎法失効後の基金取り崩しも視野に、地域の持続的発展が図られる効果的な施策に活用します。

### ウ 道路整備機械等

- 老朽化により能力の低下した除雪機械（小型除雪機械）、消雪施設等を計画的に更新します。

### (3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

| 区分                | 事業名<br>(施設名)                  | 事業内容  | 事業主体 | 備考 |
|-------------------|-------------------------------|---|------|----|
| 4 交通施設の整備、交通手段の確保 | (1) 市町村道<br>道路                | 町道改良事業  | 阿賀町  |    |
|                   |                               | 橋りょう施設整備事業  | 阿賀町  |    |
|                   | (2) 農道                        | 県営農業農村整備事業(農道橋保全対策)   | 新潟県  |    |
|                   | (3) 林道                        | 林道改良舗装事業  | 阿賀町  |    |
|                   | (6) 自動車等                      | 生活交通確保対策事業<br>(公共交通車両整備)  | 阿賀町  |    |
|                   | (8) 道路整備機械<br>等               | 消雪施設整備事業  | 阿賀町  |    |
|                   |                               | 除雪機械整備事業  | 阿賀町  |    |
|                   |                               | 小型除雪機械整備事業  | 阿賀町  |    |
|                   | (9) 過疎地域持続的発展特別事業<br><br>公共交通 | 公共交通デジタル技術活用事業<br><br>【内容】<br>デジタル技術の活用により、持続可能な公共交通の維持・効率化に向けた取組を行う。<br><br>【必要性・効果】<br>人口減少やマイカー利用の増加により公共交通利用者が減少し、サービス維持が困難となっているため、デジタル技術導入による利便性の向上や運行の効率化を図る必要がある。<br>路線固定・時間固定ではカバーできないニーズの多様化への対応が可能となり、利便性の向上が期待される。      | 阿賀町  |    |
|                   |                               | 橋りょう点検事業<br><br>【内容】<br>架設されている町内の橋りょう点検<br><br>【必要性・効果】<br>町内の橋りょうのほとんどが建設後数十年経過しており、今後老朽化する橋りょうが急速に増加することが予想され、劣化損傷が多発することが危惧されていることから点検が必要である。<br>従来の事後保全的な維持管理に換えて、構造物の劣化が小さな時点で補修を行う予防保全的な維持管理を行うことで、施設を延命化し、ライフサイクルコストの縮減を図る。 | 阿賀町  |    |

|      |  |     |  |
|------|--|-----|--|
| 基金積立 | <p>阿賀町過疎地域持続的発展特別事業基金積立<br/>(交通対策分)</p> <p>生活交通確保対策事業<br/>【内容】<br/>交通手段の確保・運行助成<br/>【必要性・効果】<br/>路線バス・保育園バス・福祉バス・高速バス等の継続的な運行により、地域住民が安心して利用することができる交通体系を確立することにより、通勤・通学・通院・買い物などの生活を支える交通手段を確保する。</p> | 阿賀町 |  |
|------|--|-----|--|

#### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

町道・農道・林道の整備等、「交通施設の整備、交通手段の確保」区分における公共施設等については、個々の施設等の現況及び利用状況等を十分に踏まえ、公共施設等総合管理計画に定める基本方針に基づいた公共施設等の保有量及び規模の適正化、長寿命化・効率的利用を計画的に推進します。

## 6 生活環境の整備

### (1) 現況と問題点

#### ア 上水道

上水道は、2019年度（令和元年度）末に簡易水道事業を廃止し水道事業へ統合したことにより、経営が一元化されたものの、施設維持管理費・企業債償還が大きな負担となっています。今後も料金改定を行うとともに適切な事業規模への改善、事業費の平準化を進める必要があります。

阿賀町の水道普及率は、これまでの過疎対策事業等の活用による積極的な整備により、2024年度（令和6年度）末には99.3%となっています。

近年は人口減少や節水技術の進歩により水需要が減少しているなか、施設の老朽化による管路や機器等の大規模な更新が見込まれることから、水道料金の改正を含めアセットマネジメント※計画による計画的な施設設備の更新や修繕を行い持続可能な事業運営に努める必要があります。

また、冬期間を中心に一般家庭や空き家での漏水が多発していますが、積雪により水道メーター器の確認ができないため、漏水の発見が遅れ浄水場に大きな負荷がかかっています。一人暮らしの高齢者世帯が増えており、新たな見守りサービスの検討が必要となっています。

※アセットマネジメント：資産管理のこと

#### イ 汚水処理施設

汚水処理は、集合処理計画区域の公共下水道・各集落排水処理施設の整備が完了し、集合処理計画区域外においても合併処理浄化槽の整備を進めてきました。清潔で快適な生活環境の向上と公共用水域の水質保全の維持向上を図るため、合併処理浄化槽の整備促進と公共下水道、集落排水処理施設への接続を促進する必要があります。

各下水道処理施設においては、汚水処理に伴う腐食性ガスや硫化水素等の発生による腐食など施設の劣化が見られることから、下水道ストックマネジメント※計画に基づく改修工事を進め、快適な生活環境の保全維持を図る必要があります。

加えて、汚水処理人口減少により、処理人口規模にあった施設改修の実施が急務となっています。

また、災害発生時にも安定して利用できる下水道の整備や耐震化等の計画的な施設の整備を進める必要があります。※ストックマネジメント：施設全体の中長期的な維持管理、改築を一体的に

捉えて計画的・効率的に管理すること

#### ウ 廃棄物処理

阿賀町の家庭から排出されるごみの量は、資源ごみの分別収集等により2022年度（令和4年度）の2,670tに対し、2024年度（令和6年度）は2,387tと3年間で287tの減量化が図られています。

ごみを運んだり、燃やしたりすることは二酸化炭素などの温室効果ガスの排出につながり、地球温暖化の要因と考えられるため、ごみ全体の排出量の減量化を促進する必要があります。

本町のごみ焼却施設及び最終処分場は、阿賀町と阿賀野市、五泉市で構成する五泉地域衛生施設組合による中間処理施設（エネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設）を整備し、広域的なごみ処理を行っています。

不法投棄対策については、不法投棄巡視員による巡回パトロールを実施しています。廃棄物処理の広域化により、処理施設が五泉市と遠方となるため、ごみステーションで回収できない粗大ごみ等の不法投棄が増加する懸念があることから、不法投棄巡視員による巡回と警察との連携が一層重要になります。

## エ 斎場施設の整備

斎場施設は、2025年（令和7年）で建設から15年が経過し、施設の老朽化による環境面での課題が生じています。斎場の計画的な改修を行い、施設利用環境の向上、維持コストの縮減による安定した運営に努めます。

## オ 消防・救急体制の整備

阿賀町の消防体制は、阿賀町消防本部及び阿賀町消防団で組織されています。

火災等に対する町民の安心と安全を確保する上で、消防体制の充実は不可欠です。迅速な消火活動による被害軽減を図るため、消防本部の老朽化した消防車両、資機材の計画的な更新や消防装備の充実を図る必要があります。また、火災や複雑多様化する災害に備えるため、消防職員の専門的な知識、技術の習得を図る必要があります。

消防団では、団員数が年々減少しており、団員不在の集落も存在しています。人口減少により団員数の確保は難しい状況にありますが、団員確保のため新規入団員の募集の強化や基本団員を補完する機能別消防団員への加入を進める必要があります。また、迅速な消火活動による被害軽減を図るため、計画的に老朽化している小型ポンプ積載車や装備品の更新を行う必要があります。

救急業務については、高齢化等に伴う救急需要の増加や町外への長距離救急搬送の対応、救急隊員の行う応急処置の高度化や範囲が拡大していることから、救急車等の整備、救急救命士の育成などが求められています。これらに備えるため、老朽化した高規格救急車両の更新、本町の救急医療連携はもとより、新潟県や新潟市を中心とした本町周辺地域との救急医療連携体制の整備や、救急救命士の育成による救急体制の質の向上に努める必要があります。

予防消防については、火災による犠牲者を出さないために、高齢者世帯をはじめとする防火指導の実施や住宅用火災警報器の設置状況の確認等により防火意識の向上を図る必要があります。防災講話や初期消火訓練の実施により、火災発生時の迅速な避難、適切な消火活動が行えるよう、講習会等の充実を図る必要があります。

また、地震や風水害、林野火災等の災害に対処するため、更なる消防防災力・救急救助体制の強化が求められていることから、高齢者等災害時要援護者の支援の強化や消防防災施設・設備の充実と計画的な更新など、町民が安心して暮らすことができる、災害に強いまちづくりを進める必要があります。

## (2) その対策

### ア 上水道

- アセットマネジメントの手法を基に、更新需要を把握し、効率的な更新等を計画的に実行します。
- 水道スマートメーターを導入し、検針業務の効率化及び漏水の早期発見による浄水場の負荷低減を図ります。
- 水道施設が被災した際の応急給水のため、老朽化した給水車を整備更新します。
- 一人暮らしの高齢者世帯の水道使用量を把握することにより、新たな見守りサービスを展開します。

### イ 汚水処理施設

- ストックマネジメント計画に基づく施設更新工事を行います。
- 耐震診断を実施し、必要な耐震対策の検討を進めます。
- 将来人口を予測し、人口規模にあつた施設改修を進めます。
- 迅速、効率的な維持管理業務を効率的に行う為に、遠方監視装置の整備を進めます。
- 合併処理浄化槽設置に係る経費に対する支援を継続して行います。

### ウ 廃棄物処理

- ごみ処理施設及び汚泥再生センターの適切な施設更新工事を行います。
- 6種類16分別による収集を行うとともに、今後、製品プラスチックを追加することで、廃棄物の更なる減量化と再資源化を進めます。
- 電動生ごみ処理機等の購入補助を行い生ごみの肥料化・減量化を推進します。
- ごみステーションの維持管理費用を助成し、美化に努めます。
- 定期的な巡回活動により、家電製品、ペットボトル、空き缶等の不法投棄を未然に防止します。

### エ 斎場施設の整備

- 老朽化の進む施設の適正な維持管理に努め、火葬需要への対応や施設環境の向上、環境負荷の低減、長期的な財政負担の軽減に努めます。

### オ 消防・救急体制の整備

- 消防、救急車両や資機材の適切な維持管理と計画的な更新や整備を行います。
- 新潟県や阿賀町周辺地域との救急医療連携体制の整備に努めます。
- 計画的な救急救命士の養成、確保に努めます。
- 消防団への入団募集を強化し、団員確保に努めます。
- 機能別消防団員の増員に努めます。
- 高齢者世帯を訪問し、火気の使用状況や管理状況の確認を行い火災予防に努めます。
- 住宅用火災警報器の設置と維持管理方法など、火災予防の啓発活動を強化します
- 地震、風水害等の災害発生時に備えた防災施設・設備及び避難所施設・設備の充実を図ります。

### (3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

| 区分        | 事業名<br>(施設名)                    | 事業内容  | 事業主体                     | 備考 |
|-----------|---------------------------------|---|--------------------------|----|
| 5 生活環境の整備 | (1) 水道施設<br>上水道                 | 水道施設整備事業<br>給水車整備事業   | 阿賀町<br>阿賀町               |    |
|           | (2) 下水処理施設<br>公共下水道             | 公共下水道施設整備事業<br>特定環境保全公共下水道施設整備事業  | 阿賀町<br>阿賀町               |    |
|           | 農村集落排水施設                        | 農業集落排水施設整備事業  | 阿賀町                      |    |
|           | (3) 廃棄物処理施設<br>ごみ処理施設<br>し尿処理施設 | ごみ処理施設整備事業<br>汚泥再生センター施設整備事業  | 阿賀町<br>阿賀町               |    |
|           | (4) 火葬場                         | 斎場施設整備事業  | 阿賀町                      |    |
|           | (5) 消防施設                        | 常備消防施設整備事業<br>非常備消防施設整備事業<br>高規格救急車整備事業<br>消防車両整備事業   | 阿賀町<br>阿賀町<br>阿賀町<br>阿賀町 |    |
|           | (7) 過疎地域持続的発展特別事業<br>その他        | 救急業務 ICT 化推進事業<br>【内容】<br>救急業務に ICT を実装することで救急隊の活動支援、医療機関受入交渉にかかる時間短縮、医療機関収容時間短縮を図る。<br>【必要性・効果】<br>町民への最良な処置を提供するとともに、医療機関へ安心・安全に搬送する。 | 阿賀町                      |    |
|           | 基金積立                            | 阿賀町過疎地域持続的発展特別事業基金積立(生活環境対策分)<br>生活環境対策事業<br>【内容】<br>水の確保、汚水及び廃棄物の処理その他   | 阿賀町                      |    |

|  |  |  |
|--|--|--|
|  | <p>生活環境の向上を図るための施策<br/>【必要性・効果】<br/>生活用水の確保や適正な汚水及び廃棄物の処理を確保することにより、快適で安全な生活環境を図ることが期待される。</p> |  |
|--|--|--|

#### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

上下水道施設や廃棄物処理施設の整備等、「生活環境の整備」区分における公共施設等については、個々の施設等の現況及び利用状況等を十分に踏まえ、公共施設等総合管理計画に定める基本方針に基づいた公共施設等の保有量及び規模の適正化、長寿命化・効率的利用を計画的に推進します。

## 7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

### (1) 現況と問題点

#### ア 子育て支援

阿賀町の出生数は減少傾向にあり、2023年（令和5年）では出生数が18人、合計特種出生率では0.90となっています。

少子化の進行は、未婚や晩婚化の進展や、女性の就業割合の増加や結婚・出産・子育てに要する経済的な負担増、子育てと仕事の両立の難しさなどが要因と考えられます。

本町では、保育園や病後児保育の充実や子育て応援祝い金、医療費の助成、放課後児童クラブの運営など、出産や子育てに伴う不安や経済的負担の軽減など支援を進めてきました。

子育て相談支援や医療費の助成、祝金の給付など子育て支援施策は充実しているものの、その周知が不足していることから、積極的なPRを行い、子育て世代の定住や移住を促進する必要があります。

妊娠期から子育て期への支援として、養育支援を必要とする家庭や出産前から支援の必要な妊産婦への面談や訪問等を実施していますが、妊産婦や家庭の状況により継続した支援が必要です。

母子保健や児童福祉については一元的、包括的な支援を行っていますが、ポピュレーションアプローチ※を基本として、支援が必要な子育て家庭には個別課題やニーズに沿った切れ目のない支援が必要です。

※ポピュレーションアプローチ：特定の人だけを対象にするのではなく、地域や社会全体に働きかけて、リスク要因そのものを下げる考え方のこと

また、子育てや家事に対する不安や負担を抱える子育て家庭や妊産婦に対して、子育ての負担軽減のため保育園の早朝・延長保育、一時保育の利用や、居宅での家事・育児支援を充実させる必要があります。

核家族化や共働き家庭の増加により、保育園を早期から利用する家庭が多くなっていることから、保育園での受け入れ体制を整備し、安心して働きながら子育てできる環境を整えることが必要です。

#### イ 高齢者福祉

阿賀町の高齢化率は51.7%（2025年（令和7年）3月31日現在）と高く、新潟県内で最も高齢化が進んでいます。

高齢化率の上昇に伴い、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加しています。地域の人口も減り、暮らしのなかで支え合ってきた地域力も低下してきており、高齢者や離れて暮らす家族にはもしもの時に対する不安を感じています。住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう、地域での見守り体制の整備を推進する必要があります。

屋根の雪下ろしや生活路の除排雪が困難となっている高齢者世帯が多く不安を抱えています。支援の必要な高齢者が安心して地域で生活出来るよう、実態に即した福祉サービス体制及び地域で支える仕組みが必要です。

また、老人クラブの会員数・団体数が減少傾向にあり、適正な管理運営に支障が出ているため支援する必要があります。

## ウ 障がい者福祉

障がい者やその家族の高齢化、核家族化などにより、家庭における支援機能の低下が進んでいます。また、障がいの重度化、複合化により、就労が困難になるなど、障がい者を取り巻く社会環境は厳しさを増しています。

障がいのある人もない人も区別されることなく、共に助け合いながら暮らしていく共生社会の実現が求められています。誰もが住み慣れた地域で親亡き後も本町で生活を継続できるよう、住まいの確保や日中活動の充実が必要です。

地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務を担う基幹相談支援センターが設置されていないため、障がい者や家族への相談支援や速やかなサービス提供が課題です。

就労支援が民間企業への就労に繋がっていないため、就労支援を充実する必要があります。

また、発達支援が必要な子どもやその家族に対して必要な支援を行い、包括的な子育て支援や相談を担う児童発達支援センターの町単独設置については、専門職の人員確保が大きな課題となっています。

## エ 健康増進

不規則な食生活や運動不足、喫煙や飲酒などの生活習慣が原因となる肥満、高血圧、糖尿病やがんの有病者・予備群が増加傾向にあり、阿賀町においても生活習慣病の予防をはじめとする健康への関心が高まっています。

本町の死因の約4分の1をがんが占めていますが、がん検診受診率は横ばいの状況が続いています。がんの早期発見・早期治療につなげるため、受診率の向上を図る必要があります。

特定健診の受診者の質問票から、身体活動が少なく、飲酒量が多い人の割合が県平均と比較すると高く、国保医療費を見ても生活習慣病の割合が高いことから、特定健診受診率向上と生活習慣病予防の啓発が必要です。

また、本町の自殺率は、長期的には緩やかな減少傾向となっていますが、県平均と比較するとやや高い状況にあります。適切な相談機関や支援につなぐため、人材育成と地域や関係機関とのネットワークの構築が必要です。

## (2) その対策

### ア 子育て支援

- 子育て支援アプリ「あがるん♪ナビ」やSNS等を活用して定期的に子育てに関する情報発信を行います。
- こども家庭センターを設置します。
- サポートプランを作成し、各関係機関と連携して支援します。
- 個別の課題、地域全体のニーズを把握し、子育て支援事業の充実を図ります。
- 子育て世帯訪問支援事業、養育支援訪問事業を行います。
- 一時預かり保育の対象年齢を拡大します。
- 安全で快適な保育環境、放課後児童施設環境を整えます。
- 地域、関係機関と連携し、町内外での体験活動の充実など放課後児童クラブの質の向上に努めます。
- 乳幼児健診、ことばや発達に関する相談会、療育教室を行います。
- 妊娠、出産、産後の負担軽減のため、各種助成や支援を充実します。

- 5歳児健診、電子母子手帳の導入を検討します。
- お口の健康教室や乳幼児健診時の歯科保健指導、フッ素塗布の勧奨等、むし歯予防対策を強化します。
- 保育園、学校との連携した食育指導を行います。

#### **イ 高齢者福祉**

- 高齢者の保健及び福祉の向上及び増進のため、高齢者福祉施設を整備します。
- 既存の見守り事業の再検討及び充実を図ります。（緊急通報装置設置、見守りネットワーク「いたがねえネット」、認知症高齢者等へのGPS機器購入助成・見守りシール交付）
- 見守りを行う地域のボランティア団体等の体制整備、民間が実施する見守り事業との連携体制を整備します。
- 除雪ボランティア団体の設立を支援します。
- 高齢者の健康づくりや生きがい活動の促進を図るため、老人クラブへの支援を行います。
- 阿賀町過疎地域持続的発展特別事業基金（高齢者等福祉対策分）の創設

阿賀町の高齢化率は50%を超え、高齢者のひとり暮らしや高齢者のみの世帯も多く、雪処理や健康等への不安を抱えている高齢者が増加しています。生活相談や各種検診の充実、見守り体制の強化など光ケーブル網による情報ネットワークを活用した施策を積極的に展開することにより、住み慣れた地域で安心して健康な生活を続けられる過疎地、豪雪地のモデル的システムを構築します。

これらの実現を図るため、当該基金においては、現行過疎法失効後の基金取り崩しも視野に、地域の持続的発展が図られる効果的な施策に活用します。

#### **ウ 障がい者福祉**

- 生まれ育った町で地域生活を継続できるようグループホーム新規開設の支援及び日中活動サービスの充実を図ります。
- 農業と福祉が連携した就業環境を提供します。
- 障がい者雇用の促進のための普及啓発と就労支援に取り組みます。

#### **エ 健康増進**

- 健康診査や各種がん検診受診率向上のための啓発と受診勧奨を行います。
- 生活習慣病の発症及び重症化予防のため、医療機関と連携した個別保健指導や知識の普及・啓発を行います。
- 健康づくりに関する普及・啓発（イベント、講演会、健康教室等）に努めます。
- 関係機関や各種団体と連携し、町民の運動習慣の定着を目指した教育の実施や、普及・啓発に努めます。
- 歯科保健対策を推進し、生涯にわたり自分の歯で食べることができる口腔の健康づくりを推進します。
- ゲートキーパー養成講座や関係機関と連携した普及啓発・相談支援等により、自殺予防対策を推進します。

### (3) 計画

#### 事業計画（令和8年度～令和12年度）

| 区分                            | 事業名<br>(施設名)                       | 事業内容   | 事業主体 | 備考 |
|-------------------------------|------------------------------------|--|------|----|
| 6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 | (1)児童福祉施設<br>保育所                   | 保育園施設整備事業  | 阿賀町  |    |
|                               | (3)高齢者福祉施設<br>老人ホーム<br>高齢者生活福祉センター | 老人ホーム施設整備事業  | 阿賀町  |    |
|                               |                                    | 高齢者生活福祉センター施設整備事業  | 阿賀町  |    |
|                               |                                    | 高齢者在宅福祉事業  | 阿賀町  |    |
|                               | (7)市町村保健センター<br>及び母子健康包括支援センター     | 福祉保健センター施設整備事業   | 阿賀町  |    |
|                               | (8)過疎地域持続的発展<br>特別事業               | 産後ケア事業、母子健康診査・医療費等助成事業   | 阿賀町  |    |
|                               |                                    | <p><b>【内容】</b><br/>           助産師の訪問及び宿泊型の産後ケアを実施する。また、妊娠婦の医療費、健診費、健診に係る交通費や不妊治療費等の助成を行う。</p> <p><b>【必要性・効果】</b><br/>           母子に対する心身のケアや育児サポートの充実を図る必要がある。<br/>           妊娠期からの子育て支援を切れ目なく包括的に実施することで、誰でも安心して子育てできる環境を整備することができる。</p> |      |    |
|                               | 高齢者・障がい者福祉                         | 在宅福祉サービス整備事業<br><b>【内容】</b><br>一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の生活支援<br><b>【必要性・効果】</b><br>一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増えており、日常生活に支障をきたしていることから支援が必要である。<br>生活支援を行うことで、在宅生活に対する不安を解消し、住み慣れた地域で安心して過ごすことができる。  | 阿賀町  |    |
|                               |                                    | <b>障がい者自立支援事業</b><br><b>【内容】</b><br>障がい者の経済的な自立を支援する。<br><b>【必要性・効果】</b><br>地理的問題から町外への通勤が困難で就労に繋がらないケースがあるため、雇用促進や就労支援体制の充実を図る必要がある。<br>町内での就労の場を確保することにより、障がい者の経済的な自立を図ることができる。  |      |    |

|      |  |     |  |
|------|--|-----|--|
| 基金積立 | <p>阿賀町過疎地域持続的発展特別事業<br/>基金積立(高齢者等福祉対策分)</p> <p>高齢者保健福祉推進事業<br/> <b>【内容】</b><br/>           高齢者保健福祉サービスの充実<br/> <b>【必要性・効果】</b><br/>           高齢者のひとり暮らしや高齢者のみの世帯も多く、雪処理や健康等への不安を抱えている高齢者が増加している。生活相談や各種検診の充実、見守り体制の強化など情報ネットワークを活用した施策を積極的に展開することにより、住み慣れた地域で安心して健康な生活を続けることが期待される。</p> | 阿賀町 |  |
|------|--|-----|--|

#### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

「子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進」区分における公共施設等については、個々の施設等の現況及び利用状況等を十分に踏まえ、公共施設等総合管理計画に定める基本方針に基づいた公共施設等の保有量及び規模の適正化、長寿命化・効率的利用を計画的に推進します。

## 8 医療の確保

### (1) 現況と問題点

#### ア 地域医療

医療の確保は、基礎的な生活条件のひとつであり、地域の持続的発展を図るうえで、欠くことのできない対策であり、阿賀町においてもその緊急性は極めて高く、重要な課題となっています。

本町には、鹿瀬、上川、三川地域にそれぞれ町営診療所があり、津川地域に県立津川病院と民間診療所等があり、在宅医療、救急医療のほか、新型感染症拡大時や災害発生時にも診療所と県立津川病院との連携・協力により対応しており、今後もこの体制を維持・充実する必要があります。

院外処方薬局が診療所の近くにないことから、オンライン服薬指導や薬の配送等、患者のニーズや生活状況に対応できるよう体制を整備する必要があります。

県立津川病院は、入院や夜間、休日の緊急時に対応できる町内唯一の病院であるため、存続・建て替えに関する要望を強化する必要があります。

また、高齢者の通院に係る交通手段の確保や、医療水準に必要な医療設備・機器の導入・更新についても、適切に対応し、住民のニーズに応じた医療機関の役割・在り方の検討を進め、地域に適合した医療の確保と質の充実を図る必要があります。

### (2) その対策

#### ア 地域医療

- 医師や看護師等の医療従事者の確保や育成を支援するとともに、県や医師会と連携を強化しながら地域医療体制の充実を図ります。
- 町営診療所の医師確保に努め、地域の医療需要に配慮した診療所の運営を行うとともに、医療機関より遠隔地の住民の受診機会を確保するため、患者輸送車や巡回診療車、往診用自動車等の整備を推進します。
- 県立津川病院の医療体制の充実に向け、引き続き要望活動を続けるとともに、町営診療所や民間医療機関との連携によるバランスのとれた地域医療体制整備に努めます。
- へき地巡回診療・訪問診療や薬剤師の服薬指導に対し、町情報システムやデジタル技術を活用した医療体制の充実を図ります。
- 救急医療や高度な医療・治療については、広域的な連携により医療体制を確保します。
- 医療水準を確保するため必要な医療設備・機器の整備・更新を行います。

### (3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

| 区分      | 事業名<br>(施設名)    | 事業内容       | 事業主体 | 備考 |
|---------|-----------------|------------|------|----|
| 7 医療の確保 | (1) 診療施設<br>診療所 | 医療機器整備事業   | 阿賀町  |    |
|         |                 | 診療所施設整備事業  | 阿賀町  |    |
|         | 患者輸送車           | 患者輸送車整備事業  | 阿賀町  |    |
|         | 巡回診療車(船)        | 巡回診療車整備事業  | 阿賀町  |    |
|         | その他             | 往診用自動車整備事業 | 阿賀町  |    |

### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

診療施設の整備等「医療の確保」区分における公共施設等については、個々の施設等の現況及び利用状況等を十分に踏まえ、公共施設等総合管理計画に定める基本方針に基づいた公共施設等の保有量及び規模の適正化、長寿命化・効率的利用を計画的に推進します。

## 9 教育の振興

### (1) 現況と問題点

#### ア 学校教育

義務教育においては、社会の変化に自ら対応できる「生きる力」を育むため、児童生徒一人ひとりが自ら学び、考える力を養うとともに、基礎的・基本的な知識・技能の習得と、個性を伸ばす教育が必要です。

阿賀町は、豊かな自然環境、学校の特性を活かしながら、自然体験や人間的なふれあいを通して、特色ある学校づくりを目指すとともに、豊かな心と確かな学力など生きる力を育む教育活動を実践するため、質の高い教育の実現に向けて取り組んでいます。

また、コミュニティ・スクール※制度の導入により、「地域でどのような子供たちを育てるのか」、「何を実現していくのか」という目標やビジョンを学校と地域住民等が共有し、力を合わせて学校の運営に取り組み、地域とともに特色ある学校づくりを進めています。

文部科学省が推進するG I G Aスクール構想の実現に伴い、児童生徒に一人1台の端末と校内ネットワーク整備等を2020年度（令和2年度）に実施しました。今後は、ICTを活用した学習へと移行されるため、教える側の教職員のITリテラシー・スキルを高めるため、ICT活用アドバイス等による支援を強化するとともに、時代に合わせたICT教育環境の実現に向け、デジタル教育機器及びデジタル教科書等の計画的な更新・整備が必要です。

一方、施設面では、全ての中学校の耐震化対策、空調機器の整備は済んでいますが、老朽化に対する環境改善対策が未完了となっています。また、老朽化が進んでいる学校や給食センターについては、学校と協議しながら計画的に改修等を進め、良好で安全な学習環境の確保と安全で安心な学校給食の提供を確保する必要があります。

少子化による小中学校の統廃合が進み、通学区域の広域化によるスクールバスの利用が増加しました。児童・生徒の安全・安心を第一にスクールバスの更新については計画的に進める必要があります。

また、町内唯一の高等学校である新潟県立阿賀黎明高等学校の生徒数の減少が続いています。入学者の増加を図るため、全国から留学生を募集するとともに地元中学校から進学先として選択してもらえるよう阿賀黎明高等学校の魅力化を図る必要があります。

※コミュニティスクール：学校と保護者や地域がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子供たちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める法律（地教行法 第47条の5）に基づいた仕組みのこと

#### イ 青少年の健全育成

近年の情報化、少子化社会、経済の急激な変化は、青少年の意識や行動に影響を及ぼしており、青少年問題は、複雑化・多様化しています。家庭や地域社会の青少年を育成する機能の変化や、青少年にとって好ましくない情報の増加も青少年の健全育成を阻害する要因となり、青少年が被害者・加害者になる事件が相次ぐなど、全国的に青少年をめぐる問題が表面化し、大きな社会問題となっています。

本町においては、学校や家庭、地域の連携を深め、青少年の居場所づくりとスポーツや野外活動を通じ、健全な青少年の育成に取り組んできました。今後も関係機関や団体、家庭、

学校、地域が一体となり青少年育成のための社会環境を整備する必要があります。

## ウ スポーツ振興

阿賀町は、全国に誇れる津川漕艇場を有し、全国規模のローイング大会の開催や大学、実業団、高校の合宿の誘致など、恵まれた環境を活かした、スポーツ振興と地域の活性化に取り組んできました。2020年度（令和2年度）には漕艇場の隣に天然芝の津川河川広場を整備し、スポーツを通した交流人口の増加とスポーツ人口の増加を推進しています。

競技スポーツでは、ジュニアスポーツ団体の活動が子どもの体力向上や競技力向上の一翼を担っており、継続的な活動ができるよう支援するとともに、指導者の確保や育成及び指導体制の強化を図る必要があります。

生涯スポーツは、楽しみながら年代に合った健康・体力づくりができるところから、幼少期から運動やスポーツを習慣化させ、生涯スポーツへつながるよう、体を動かす楽しさや喜びを感じることができる機会の充実を図る必要があります。

町民の生涯スポーツを推進するための拠点となる津川、上川、三川B&G等の社会体育施設は、老朽化が進んでいることから、施設の統廃合による整備の検討や計画的な改修を進める必要があります。

## エ 生涯学習・社会教育施設

阿賀町第3次生涯学習推進計画に基づき、阿賀町教育の推進目標の達成に向けた生涯学習を進めるため、公民館等では多様化する生涯学習に対する町民ニーズに応じた各種教室や講座、文化祭等の開催や文化協会や自主サークル等の活動団体の育成と支援を推進してきました。

多様化する生涯学習の町民ニーズをアンケートや感想を集約し、ニーズに応じた生涯学習環境の整備を図る必要があります。

町民一人ひとりの生涯学習意識向上を図るため、生涯学習のシステムづくりと環境整備を推進するとともに、地域の特色を生かした学校・家庭・地域の連携促進と地域の教育力の向上を図る必要があります。

施設面では、社会教育施設の多くは旧学校施設等を活用しているもので、老朽化が進み建物等の修繕が必要となっていることから、公共施設等総合管理計画に基づき、施設の集約や再整備を検討する必要があります。

## (2) その対策

### ア 学校教育

- 学習指導センターによる教職員の授業力向上（学校訪問指導、授業づくり研修）に努めるとともに、学力向上対策委員会を開催します。
- 「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果により、学校毎に体力に関する課題を設定し、全国平均を下回った項目について改善する取り組みを行います。
- 健やかな生活を送るための食習慣を養うよう学校給食との関連を図りながら栄養教諭による食に関する指導を行います。
- 人権教育、いじめに関する教職員向け研修会を行います。
- 教職員の多忙化解消を進め、児童生徒に向き合う時間を創出します。

- hyper-QU※（学校満足度調査）を活用した児童生徒の心の変化の早期把握に努めます。
- 教職員のデジタル機器を活用した授業力の向上（学習指導センターの学校訪問指導、授業づくり研修）を図ります。
- ICT機器等の積極的な導入と計画的な更新を行います。
- 給食センターの統合・整備を進めます。
- 学校施設の劣化対策及びライフラインの更新等を進めます。
- コミュニティスクールによる学校と地域間での課題及び目標を共有します。
- 地域の方々、団体等協力体制の構築を図り、地域の方を講師とした授業を行います。
- 職場体験活動の受け入れ先の確保に努めます。
- キャリア教育における多角的な学びの体系化を図ります。
- みらい留学制度を推進し、魅力的で安心して過ごせる学生寮の運営管理に努めます。
- 公営塾の運営を継続します。
- 町立中学校との連携を強化し、阿賀黎明高等学校の魅力化を推進し、入学者獲得に努めます。

#### イ 青少年の健全育成

- 町内小中学校にコーディネーターを配置し、学校、家庭、地域の連携を図り、子どもたちのさまざまな体験活動をサポートします。

#### ウ スポーツ振興

- 幼児から高齢者までのスポーツに親しむ場所を提供し、生涯スポーツの推進を図ります。
- 計画的な体育施設の修繕、改修を行います。
- スポーツの合宿誘致を推進するための活動拠点である町艇庫について、快適な環境で合宿が行えるよう施設整備に努めます。
- 県立艇庫について、空調設備がなく施設の老朽化も進んでいることから、計画的な改修を県に要望します。
- 雨天や降雪期など天候に左右されずスポーツをすることのできる「屋内運動施設」の整備に向けた協議を行います。
- 町内小学校、中学校、高校や県ローンング協会と連携しローンング競技普及に繋がる事業を開催します。
- 中学生の休日及び平日部活動の地域展開を進め、地域クラブの活動を支援します。
- 阿賀町ジュニアローンングクラブ育成補助金、阿賀町スポーツ協会ジュニア団体助成金を活用し選手育成を図ります。
- 阿賀町スポーツ協会指導者審判資格取得助成金を活用し、指導者と審判資格取得者を支援します。

#### エ 生涯学習・社会教育施設

- 町民誰もが生き生きと学べる環境整備と学習活動を支援します。
- 公民館サポートーズクラブを通じた生涯学習に関するリーダー育成を推進します。
- 公民館図書室の利用促進を図ります。

### (3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

| 区分      | 事業名<br>(施設名)           | 事業内容   | 事業主体 | 備考 |
|---------|------------------------|--|------|----|
| 8 教育の振興 | (1) 学校教育関連施設<br>校舎     | 学校施設整備事業   | 阿賀町  |    |
|         |                        | 教職員住宅施設整備事業  | 阿賀町  |    |
|         |                        | スクールバス・ボート   | 阿賀町  |    |
|         |                        | 給食施設   | 阿賀町  |    |
|         | (2) 集会施設、体育施設等<br>集会施設 | 集会施設整備事業   | 阿賀町  |    |
|         |                        | 体育施設   | 阿賀町  |    |
|         |                        | (4) 過疎地域持続的発展特別事業<br><br>義務教育  | 阿賀町  |    |
|         | 生涯学習・スポーツ              | コミュニティスクール導入推進事業<br><br>【内容】<br>保護者や地域住民と組織する学校運営協議会を設置する。<br>【必要性・効果】<br>子どもたちの健やかな成長を促すためには、学校のみならず、家庭や地域、教育行政の連携を図る必要がある。<br>学校運営に地域の声を積極的に生かすことで、地域と一体となって特色ある学校づくりの推進を図ることができる。 | 阿賀町  |    |
|         |                        | ジュニアスポーツ団体活動支援事業<br><br>【内容】<br>ジュニアスポーツ団体の育成と活動を支援する。<br>【必要性・効果】<br>継続的な活動を支援するため、指導者の育成及び指導体制の強化を図る必要がある。<br>少子高齢化の進む過疎地域においても、子どもたちの体力向上や競技力の向上が期待され、スポーツ活動の拡大及び地域間交流の活性化が図られる。  | 阿賀町  |    |

### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

学校教育施設の整備や社会体育施設の整備等、「教育の振興」区分における公共施設等については、個々の施設等の現況及び利用状況等を十分に踏まえ、公共施設等総合管理計画に定める基本方針に基づいた公共施設等の保有量及び規模の適正化、長寿命化・効率的利用を計画的に推進します。

## 10 集落の整備

### (1) 現況と問題点

#### ア 地域コミュニティ・集落対策等

人口減少や少子高齢化により、地域におけるコミュニティの希薄化が進行するなか、町民の生活形態の変化により、地域での自主的な活動が難しくなっています。

高齢化の進む地域では、後継者問題をはじめ、有害鳥獣対策や耕作放棄農地対策、雪処理問題など対策が必要な課題が山積しています。

地域活動の継続や魅力ある地域づくりを進めるため、地域住民や関係団体と連携を図りながら問題解消に向けた取り組みを進め、地域活動への支援を強化する必要があります。

集落要望に応じて地域のコミュニティ活動に必要な備品や集会施設の整備、安全な地域づくりに対する助成を継続する必要があります。

人口減少、高齢化に伴い、様々な機能が低下し、住民同士のコミュニケーションの希薄化が進んでいます。多様な地域課題解決・解消に向け、地域住民による主体的な取組みを、財政、人的の両面から支援することが必要です。

#### イ 集会施設

住民自治や地域コミュニティ活動の拠点となる集会施設の老朽化が進んでいることから、施設改修や改築等の整備を継続する必要があります。

### (2) その対策

#### ア 地域コミュニティ・集落対策等

- 雪処理に必要な除雪機械や集落環境整備に必要な設備機械等の更新や整備を計画的に進めます。
- 住民が自主的に行うコミュニティ活動に必要な設備等の整備を進めます。
- 一定地域の住民が災害から守るために自主的に結成した組織が行う地域の防災活動に必要な設備の整備を進めます。

#### イ 集会施設

- 地域の拠点となる集会施設等の整備や修繕を継続します。
- 阿賀町過疎地域持続的発展特別事業基金（集落対策分）の創設

阿賀町の集落の半数は高齢化率が50%を超え、今後の維持が懸念されています。住民も雪・健康・担い手不足等の悩みを抱えて生活しています。集落の実態調査、大学等の学生と集落の交流、移住者の受入、除雪対策、きめ細やかな各種相談等を進め、住民の不安解消、集落機能の維持を図ります。

これらの実現を図るため、当該基金においては、現行過疎法失効後の基金取り崩しも視野に、地域の持続的発展が図られる効果的な施策に活用します。

### (3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

| 区分      | 事業名<br>(施設名)             | 事業内容  | 事業主体 | 備考 |
|---------|--------------------------|---|------|----|
| 9 集落の整備 | (2)過疎地域持続的発展特別事業<br>基金積立 | 阿賀町過疎地域持続的発展特別事業基金積立(集落対策分)<br><br>集落活性化支援事業<br>【内容】<br>集落機能の維持<br>【必要性・効果】<br>119集落中、約7割の集落は高齢化率が50%を超え、多くの集落は今後の維持が懸念される。住民も雪・健康・後継者がいない等の悩みを抱えて生活している。集落の実態調査、大学等の学生と集落の交流、移住者の受入、除雪対策、極め細やかな各種相談等を進め、住民の不安の解消、集落機能の維持を図る。 | 阿賀町  |    |

### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

「集落の整備」区分における公共施設等については、個々の施設等の現況及び利用状況等を十分に踏まえ、公共施設等総合管理計画に定める基本方針に基づいた公共施設等の保有量及び規模の適正化、長寿命化・効率的利用を計画的に推進します。

## 1 1 地域文化の振興等

### (1) 現況と問題点

#### ア 地域文化振興施設

阿賀町の文化活動・生涯学習の拠点施設となる文化福祉社会館は、老朽化が著しく機械設備等に度々不具合が生じているものの、年間延べ1万人近い方々が利用している状況にあることから、文化活動の拠点となる施設の整備に向けた検討が必要です。

#### イ 文化財の保護、普及啓発

阿賀町には国指定8件・県指定10件・町指定53件の文化財や縄文時代の集落跡等貴重な文化財が多く存在し、伝統行事や郷土芸能なども数多く受け継がれています。このような文化遺産は、地域の財産として誇り、次の世代へつなぐため、保存継承を積極的に取り組むことが求められています。また、地域の歴史を見つめ直し、郷土学習や伝承活動の推進、遺跡などの情報発信など、伝統芸能や歴史を通じたまちづくりを進める必要があります。

文化資源を大切にし、住民一人ひとりが文化・芸術活動に参加することにより、住民が生活の中に文化的な香りと、先人の労苦を感じることができる取り組みが求められています。

#### ウ 文化財の保存、復旧

令和4年8月の豪雨による土砂災害で被災した重要文化財「五十嵐家住宅」については、適切に保存・管理を行い今後の整備、活用を目指し取り組みを進める必要があります。

復原に当たっては、重要文化財として評価された「豪雪地帯に立地する山村農家の自給自足の暮らし」を後世に伝え、郷土の歴史への理解と文化財保護の啓発を推進することが求められています。

### (2) その対策

#### ア 地域文化振興施設

- 多目的機能を備えた文化活動施設の建設候補地と代替可能な遊休施設の候補等を検討します。
- 多目的施設の機能と目的等を検討し建設プランを作成します。

#### イ 文化財の普及啓発

- 指定文化財の適切な管理に努め、観光部署や学校と連携し、文化財保護保存への普及啓発に努めます。
- 町郷土資料館の整備と展示内容の充実を図り資料保存に努めます。また、収蔵品を利用した体験学習の機会を提供します。

#### ウ 文化財の保存、復旧

- 国指定重要文化財「五十嵐家住宅」の復原に向け、復原後の活用を踏まえた方針を定めて保存への普及啓発に努めます。

### (3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

| 区分          | 事業名<br>(施設名)  | 事業内容         | 事業主体 | 備考 |
|-------------|---------------|--------------|------|----|
| 10 地域文化の振興等 | (1) 地域文化振興施設等 | 文化活動施設整備事業   | 阿賀町  |    |
|             | その他           | 文化財保護保存、普及事業 | 阿賀町  |    |

### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

文化活動施設の整備等、「地域文化の振興等」区分における公共施設等については、個々の施設等の現況及び利用状況等を十分に踏まえ、公共施設等総合管理計画に定める基本方針に基づいた公共施設等の保有量及び規模の適正化、長寿命化・効率的利用を計画的に推進します。

## 1 2 再生可能エネルギーの利用の推進

### (1) 現況と問題点

#### ア 再生可能エネルギーの利活用

国の定める地球温暖化対策計画において、2050年（令和32年）カーボンニュートラルに向け2030年（令和12年）における温室効果ガスを2013年度(平成25年度)から46%削減することを目指すとされ、町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）においても同等の目標を設定し、温室効果ガスの削減に向けた取り組みを実施していく必要があります。

阿賀町では、公共施設等において木質バイオマスを導入運用しており、今後も地球温暖化防止のために環境負荷を軽減させるべく利活用の促進に努める必要があります。しかしながら、公共施設以外の民間では利活用が不十分な状況にありますが、脱炭素社会の実現やSDGsの目的にも合致する重要な施策として捉え、利活用の促進を図る必要があります。

森林資源や水資源、温泉熱、雪冷熱など、本町の豊富で多様な地域エネルギー資源を活用した再生可能エネルギーの導入促進や普及啓発を図り、エネルギーの地産地消と環境負荷の軽減に貢献しながら、関連産業の企業誘致振興に繋げる必要があります。

### (2) その対策

#### ア 再生可能エネルギーの利活用

- 公共施設への再生可能エネルギーの導入を調査検討し、導入することでCO<sub>2</sub>排出量の削減に努めます。
- 公用車のCEVへの転換等を検討し、整備を行うことでCO<sub>2</sub>排出量の削減に努めます。
- CEV、EV・PHV用充電設備の整備を推進し、公用車EV化に対する体制整備を図ります。
- 公共施設の蛍光ランプを寿命が長く、消費電力の少ないLED照明に改修することで電気使用料金の低減、CO<sub>2</sub>排出量の削減を図ります。
- 木質バイオマス利活用促進のため、ペレットストーブの購入補助を継続します。
- バイオマス発電事業に必要となる、町内の森林資源を活用した木質バイオマスの燃料化を推進します。
- 健全な森林整備でのクレジット（森林吸収系）の発行を継続します。
- 公共施設における太陽光発電施設及び空調エネルギーの高効率機器への更新を行い、再生可能エネルギーの利活用推進及び目標発電量の確保、電力の安定供給を図ります。

### (3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

| 区分                 | 事業名<br>(施設名)                        | 事業内容  | 事業主体 | 備考 |
|--------------------|-------------------------------------|---|------|----|
| 11 再生可能エネルギーの利用の推進 | (1)再生可能エネルギー利用施設                    | 再生可能エネルギー等導入推進事業  | 阿賀町  |    |
|                    | (2)過疎地域持続的発展特別事業<br><br>再生可能エネルギー利用 | 再生可能エネルギー等利活用推進事業<br><br>【内容】<br>ペレットストーブ等再生可能エネルギー導入に対する支援<br><br>【必要性・効果】<br>脱炭素化を推進するため、各家庭や事業所における再生可能エネルギーの導入促進を図る必要がある。<br>再生可能エネルギー導入に対する支援を行うことで、エネルギーの地産地消や関連産業の振興、SDGs の推進に資することが期待される。 | 阿賀町  |    |

### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設における省エネルギー化の推進等、「再生可能エネルギーの利用の推進」区分における公共施設等については、個々の施設等の現況及び利用状況等を十分に踏まえ、公共施設等総合管理計画に定める基本方針に基づいた公共施設等の保有量及び規模の適正化、長寿命化・効率的利用を計画的に推進します。

## 1 3 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

### (1) 現況と問題点

#### ア 自然環境の保全

豊かな自然景観や水源涵養、二酸化炭素吸収機能やレクリエーションの場としての多面的機能を持つ森林の整備保全活動が進んでいない状況にあります。

森林の豊かな自然景観や森林が持つ公共性や多面的機能を維持するため、森林整備や保全活動を積極的に行う必要があります。

自然豊かな森林や整備された森林公園にはレクリエーションや癒しの場として訪れる方も多いことから、森林の整備や森林公園の適切な管理を行う必要があります。

農業農村の有する環境保全機能には、国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保全と良好な景観を形成しています。

人口減少や農業者の高齢化により、農業経営面積の減少、後継者不足による遊休農地化や耕作放棄地のかい廃が進んでいます。

「雪椿」が阿賀町の花(シンボルフラワー)である由来は、1906年(明治39年)、麒麟山で採取された原種標本に「ユキツバキ」と名付けられたのが始まりであるが、本町では中世から園芸花木として愛され、花の形や色が多彩な品種が生み出され、海外では「ウインターローズ」などとも呼ばれ、欧米を中心に愛好者も多く、その原種である本町の雪椿は、希少で有用な地域資源として活用が期待されます。

### (2) その対策

#### ア 自然環境の保全

- 補助事業や森林環境譲与税を活用し、森林の持つ多面的機能を發揮させるため森林の健全な育成を図ります。
- 既存の森林公園（中ノ沢渓谷森林公園、たきがしら湿原、芦沢高原ハーバルパーク等）の魅力向上を図ります。
- 指定管理者と連携を図り、イベントや森林公園施設状況の情報発信を行い、利用促進を図ります。
- 中山間地域等直接支払制度を活用した農業者支援により、農業経営面積を維持します。
- 農業DXの活用による営農の省力化を図り、スマート農業の推進を支援することにより、農地の適正な管理を促進します。
- 農地や農業用施設の災害の未然防止に努めます。
- 雪椿関連組織との支援と植栽地・鑑賞地の整備を進めます。
- 各種媒体を活用した雪椿に関する情報発信を行い、観光誘客を進めます。
- 雪椿関連組織や団体と連携し、啓発イベントやツアーを開催します。

### (3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

| 区分                          | 事業名<br>(施設名)                        | 事業内容  | 事業主体 | 備考 |
|-----------------------------|-------------------------------------|---|------|----|
| 1.2 その他地域の持続的発展に<br>関し必要な事項 | (1)過疎地域持続的発<br>展特別事業<br><br>自然環境の保全 | <p>雪椿保全推進事業<br/> <b>【内容】</b><br/>           町の花である雪椿の保護増殖活動及び利活用<br/> <b>【必要性・効果】</b><br/>           原種や希少種の増殖活動を実施し、植栽地の適正な保全管理に努めなければならない。町内の児童生徒から雪椿の特別希少な自然環境を誇りとして認知させ、町内外の広い世代に雪椿のイメージとともに町の魅力を発信することが期待される。</p> <p>森林環境整備保全事業<br/> <b>【内容】</b><br/>           森林資源の整備及び保全を行う。また、森林活動に関するインストラクター養成や専門的な林業知識を持った人材の育成を行う。<br/> <b>【必要性・効果】</b><br/>           豊かな自然環境を維持するため、森林整備や森林パトロールなど保全活動を積極的に行う必要がある。また、町内には伐採適期を迎えた優良な森林資源が豊富にあることから、森林所有者や林業事業体の収益が上がるよう施策を展開する必要がある。<br/>           水源涵養や二酸化炭素吸収、癒しの場として森林が持つ公共性や多面的機能を維持することができるとともに、人材の確保や林業事業体等の収益増が期待される。</p> | 阿賀町  |    |
|                             |                                     |   | 阿賀町  |    |

### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

自然環境の保全等、「その他地域の自立促進に関し必要な事項」区分における公共施設等については、個々の施設等の現況及び利用状況等を十分に踏まえ、公共施設等総合管理計画に定める基本方針に基づいた公共施設等の保有量及び規模の適正化、長寿命化・効率的利用を計画的に推進します。

事業計画（令和8年度～令和12年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

| 持続的発展<br>施策区分       | 事業名<br>(施設名)                                   | 事業内容  | 事業主体 | 備 考 |
|---------------------|--|---|------|-----|
| 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 | (4)過疎地域持続的発展特別事業<br><br>移住・定住<br>地域間交流<br>人材育成 | 移住定住促進事業                                      | 阿賀町  |     |
|                     |  | 空き家実態調査事業                                     | 阿賀町  |     |
|                     |  | あがまちファンクラブ運営事業                                | 阿賀町  |     |
|                     |  | 人材育成事業  | 阿賀町  |     |
| 産業の振興               | (10)過疎地域持続的発展特別事業<br>第1次産業<br><br>その他<br>基金積立  | 農業再生協議会等活動支援事業                                | 阿賀町  |     |
|                     |  | 農水産物生産技術向上共同研究事業                              | 阿賀町  |     |
|                     |  | スマート農業推進事業                                    | 阿賀町  |     |
|                     |  | 有害鳥獣対策事業                                      | 阿賀町  |     |
|                     |  | 阿賀町過疎地域持続的発展特別事業基金積立<br>(農業対策分)<br>特産品等農業振興事業 | 阿賀町  |     |
| 地域における情報化           | (2)過疎地域持続的発展特別事業<br>デジタル技術活用                   | 行政事務効率化システム構築事業                               | 阿賀町  |     |
|                     |  | ICT 等技術活用事業                                   | 阿賀町  |     |
|                     |  | デジタル人材確保・育成事業                                 | 阿賀町  |     |
| 交通施設の整備、交通手段の確保     | (9)過疎地域持続的発展特別事業<br>公共交通<br>交通施設維持<br>基金積立     | 公共交通デジタル技術活用事業                                | 阿賀町  |     |
|                     |  | 橋りょう点検事業                                      | 阿賀町  |     |
|                     |  | 阿賀町過疎地域持続的発展特別事業基金積立<br>(交通対策分)<br>生活交通確保対策事業 | 阿賀町  |     |
| 生活環境の整備             | (7)過疎地域持続的発展特別事業<br>その他<br>基金積立                | 救急業務 ICT 化推進事業                                | 阿賀町  |     |
|                     |  | 阿賀町過疎地域持続的発展特別事業基金積立<br>(生活環境対策分)<br>生活環境対策事業 | 阿賀町  |     |

| 持続的発展<br>施策区分               | 事業名<br>(施設名)                                  | 事業内容   | 事業主体 | 備 考 |
|-----------------------------|---|--|------|-----|
| 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 | (8)過疎地域持続的発展特別事業<br><br>児童福祉<br><br>高齢者・障害者福祉 | 産後ケア事業、母子健康診査・医療費等助成事業                         | 阿賀町  |     |
|                             |   | 在宅福祉サービス整備事業                                   | 阿賀町  |     |
|                             |   | 見守り体制基盤強化推進事業                                  | 阿賀町  |     |
|                             |   | 障がい者自立支援事業                                     | 阿賀町  |     |
|                             | 基金積立  | 阿賀町過疎地域持続的発展特別事業基金積立(高齢者等福祉対策分)<br>高齢者保健福祉推進事業 | 阿賀町  |     |
| 教育の振興                       | (4)過疎地域持続的発展特別事業<br><br>義務教育                  | コミュニティスクール導入推進事業                               | 阿賀町  |     |
|                             |   | ジュニアスポーツ団体活動支援事業                               | 阿賀町  |     |
| 集落の整備                       | (2)過疎地域持続的発展特別事業<br><br>基金積立                  | 阿賀町過疎地域持続的発展特別事業基金積立(集落対策分)<br>集落活性化支援事業       | 阿賀町  |     |
| 再生可能エネルギーの利用の推進             | (2)過疎地域持続的発展特別事業<br><br>再生可能エネルギー利用           | 再生可能エネルギー等利活用推進事業                              | 阿賀町  |     |
| その他地域の持続的発展に関し必要な事項         | (1)過疎地域持続的発展特別事業<br><br>自然環境の保全               | 雪椿保全推進事業                                       | 阿賀町  |     |
|                             |   | 森林環境整備保全事業                                     | 阿賀町  |     |